

資 料 編

資料 1 環境基本計画の進捗点検

資1-1 環境基本計画の進捗点検 (1)

1 環境汚染防止のための施策

1 大気汚染の防止(環境目標1-1)

行動指標	基準年 (H28)	目標値 (R9)	R1年度数値	評価*	備考	課名
常時監視局の再配置と測定項目の見直し	—	実施	検討	B	新常時監視体制の整備に向け、協議を進めている。	環境森林課
有害大気汚染物質濃度の環境基準達成率	100%	100%	100%	A		環境森林課
施策名				評価**	判断理由	課名
① 大気汚染状況調査				○	二酸化硫黄など5項目について常時監視	環境森林課
② ダイオキシン類等有害物質の調査				○	トリクロロエチレン等19項目…12回/年、塩化メチル及びホルエン…4回/年 ダイオキシン類…2回/年	環境森林課
③ 工場等の発生源調査				○	延〜58事業場のばい煙発生施設に対し立入調査を行い、12施設のばい煙測定を実施した。	環境森林課

2 水質汚濁の防止(環境目標1-2)

行動指標	基準年 (H28)	目標値 (R9)	R1年度数値	評価*	備考	課名
環境基準(河川)を達成した地点の割合	81.0%	100%	74%	B	環境基準設定の5河川での結果	環境森林課
汚水処理人口普及率	91.5%	96.5%	93.4%	B	汚水処理施設を使用できる人口(供用人口):313,269人	下水道整備課
施策名				評価**	判断理由	課名
① 水質調査				○	市内を流れる河川のうち22河川42地点及び湖沼1地点にて水質調査を実施(環境基準点含む)	環境森林課
② ダイオキシン類調査				○	上記河川のうち4河川4地点にてダイオキシン類調査を実施。	環境森林課
③ 汚水処理事業(公共下水、農業集落排水及びコミュニティ・プラントの接続促進、浄化槽の普及)の推進				—	汚水処理事業連絡協議会において、汚水処理事業の一元化における現在までの経緯及び今後の進め方を確認した。また、群馬県汚水処理計画の策定に伴い、汚水処理施設の統廃合について協議した。	環境森林課
③ 汚水処理事業(公共下水、農業集落排水及びコミュニティ・プラントの接続促進、浄化槽の普及)の推進				○	城南住宅団地排水処理施設と荒砥北部地区農業集落排水処理施設の統合について、調査検討業務を行った。	ごみ減量課
③ 汚水処理事業(公共下水、農業集落排水及びコミュニティ・プラントの接続促進、浄化槽の普及)の推進				○	啓発内容及び方法について、費用対効果を最大限に上げる手法を検討し、集排区域の自治会に対して、下水道の接続依頼や下水道の使用喚起を訴える内容で、広報まえばしの配布に合わせ毎月配布を行った。	農村整備課
③ 汚水処理事業(公共下水、農業集落排水及びコミュニティ・プラントの接続促進、浄化槽の普及)の推進				—	汚水処理事業連絡協議会において、汚水処理事業の一元化における現在までの経緯及び今後の進め方を確認した。また、群馬県汚水処理計画の策定に伴い、汚水処理施設の統廃合について協議した。	下水道整備課
④ 合流式下水道の改善				○	合流改善事業については、平成26年度末までに整備を完了し、平成27年度、28年度の2か年で事後評価を実施した。	下水道整備課
⑤ 畜産公害防止対策の促進				○	耕畜連携による家畜排せつ物の堆肥化とその利用の促進を図った。	農政課

*行動指標の評価: 「A」=「達成」、「B」=「やや不調」、「C」=「順調」、「D」=「不調」

**施策の評価: 「○」=「計画通りに進んだ」、「△」=「計画通りでない」、「—」=「未実施」、「×」=「中止した」

資1-1 環境基本計画の進捗点検 (2)

3 騒音・振動の防止(環境目標1-3)

行動指標	基準年 (H28)	目標値 (R9)	R1年度数値	評価*	備考	課名
騒音(一般地域)の環境基準を達成した地点の割合	100%	100%	100.0%	A	市内49地点を3年ローテーションで測定(平成29年度:16地点、平成30年度:16地点、平成31年度:17地点)	環境森林課
施策名				評価**	判断理由	課名
① 騒音調査				○	一般地域、道路に面する地域の測定及び自動車騒音評価システムでの面的評価を実施。	環境森林課
② 事業場等の発生源対策の推進				○	苦情発生源を中心に立入調査を実施し、騒音発生状況の把握に努めた。また、必要に応じ防音対策の助言を行った。	環境森林課
③ 建築工事の騒音対策の推進				○	前橋中高層建築物に関する指導要綱に基づき、適切に指導を行った。	建築指導課

4 悪臭の防止(環境目標1-4)

行動指標	基準年 (H28)	目標値 (R9)	R1年度数値	評価*	備考	課名
悪臭の公害苦情件数(年間)	17件 (H24~28平均)	8件	2件	A		環境森林課
施策名				評価**	判断理由	課名
① 悪臭発生源事業場に対する監視・指導の徹底				○	継続監視している事業場の臭気測定を実施。測定結果を基に、今後の臭気対策の要点を指摘した。	環境森林課
② 悪臭防止の取組支援や普及啓発				○	関係課と連携して悪臭発生源を調査し、事業者には管理方法について指導した。	環境森林課
③ 悪臭防止の取組支援や普及啓発				○	消臭剤等の購入に対して一部助成を行い、畜産農家の悪臭対策を支援するとともに、広報等を通じた適切な堆肥の管理等について普及啓発を行った。	農政課

5 土壌汚染・地盤沈下・化学物質による汚染の防止(環境目標1-6)

行動指標	基準年 (H28)	目標値 (R9)	R1年度数値	評価*	備考	課名
地下水質(概況調査)の環境基準を達成した地点の割合	100%	100%	86%	B	概況調査は14箇所を年1回。モニタリング調査6箇所については年2回実施。	環境森林課
施策名				評価**	判断理由	課名
① 地下水質調査				○	概況調査は14箇所を年1回。モニタリング調査6箇所については年2回実施。	環境森林課
② ダイオキシン類調査				○	地下水概況調査と同時実施で2井戸について実施。土壌のダイオキシン類調査を1地点で実施。	環境森林課
③ 農薬・化学肥料等の適正使用推進				○	農薬の適正使用、適正管理のため、廃農薬の処理費用の一部補助事業を行い、廃農薬の適正処理を推進した。	農政課
④ 地盤沈下防止のための地下水保全				○	地下水取水については、適性取水能力とされている各地下水水源の取水能力の7割を目安に取水した。	浄水課

*行動指標の評価: 「A」=「達成」、「B」=「順調」、「C」=「やや不調」、「D」=「不調」

**施策の評価: 「○」=「計画通りに進んだ」、「△」=「計画より遅れている」、「-」=「未実施」、「×」=「中止した」

資1-1 環境基本計画の進捗点検 (3)

施策名	評価**	判断理由	課名
⑤ 特定事業場等の発生源対策	○	土壌汚染を未然に防ぐように水質汚濁防止法の規制の範囲内で指導を行っている。	環境森林課
⑥ 有害物質問題発生時の情報収集と対応	○	庁内関係部署との連絡体制の確保を図っている。	環境森林課
④ 有害物質問題発生時の情報収集と対応	○	他部署及び他官庁と情報交換を密にし、法令に即り対応している。	廃棄物対策課
⑥ 有害物質問題発生時の情報収集と対応	○	建築基準法関係法令に基づき対応している。	建築指導課

6 都市の高温化への適応策の推進(環境目標1-6)

行動指標	基準年 (H28)	目標値 (R9)	R1年度数値		備考	課名
			目標値 (R9)	実績値		
熱中症で搬送される患者数(夏季期間)	135人	100人以下	222人	C		環境森林課

施策名	評価**	判断理由	課名
① クールシェアの推進	○	公民館・市民サービスセンター等の市有施設をクールシェアスポットとし、ホームページ等でPRを行った。	環境森林課
② 透水性舗装の促進	○	道路整備事業7路線において延長1,491m透水性舗装を実施。	道路建設課
② 透水性舗装の促進	—		建築住宅課
③ 熱中症予防対策の普及啓発	○	「広報まえばし」や市ホームページ、Facebook、Twitter、ラジオ等を活用した他、自治会、民生委員、保健推進員等の地区組織を通して広く市民へ熱中症の注意喚起を行った。また、全庁掲示板を通じ各所属による関係団体等への注意喚起を依頼した他、中学校やスポーツ協会加盟団体へのちらし配布を行ったため。	健康増進課

2 生態系の保護のための施策

1 生物種の保全(環境目標2-1)

行動指標	基準年 (H28)	目標値 (R9)	R1年度数値	評価*	備考	課名
野鳥観察会にて観察することのできる野鳥の数	34種 (H24~28平均)	35種	36種	A	令和2年2月16日に実施し、48名の参加者があり、36種の野鳥を確認した。	環境森林課
野鳥観察会、自然観察会の参加者数 (年間)	82人 (H27)	90人	48人	C	野鳥観察会を自然環境調査業務で実施する自然観察会と兼ねて実施したため。	環境森林課

*行動指標の評価：「A」＝「達成」、「B」＝「順調」、「C」＝「やや不調」、「D」＝「不調」

**施策の評価：「○」＝「計画通りに進んだ」、「△」＝「計画より遅れている」、「－」＝「未実施」、「×」＝「中止した」

資1-1 環境基本計画の進捗点検 (4)

施策名	評価**	判断理由	課名
① 生態系保全のための自然環境調査	○	自然環境調査(鳥類)の追跡調査を実施した。	環境森林課
② 自然観察会の開催	○	野鳥観察会を自然観察会と兼ねて実施した。	環境森林課
③ 自然環境保全推進委員会の開催	○	委員会を2回開催し、自然環境調査等について助言をいただいた。	環境森林課
④ いきものの生育・息環境の保全と情報発信	○	市内に生息する生き物を市民に知ってもらうため、自然環境調査の報告書概要版の配布や、市ホームページ「いきものギャラリー」等での情報発信を行った。	環境森林課
⑤ 外来種の侵入、拡大の抑制	○	研修への参加等による情報収集や、ホームページやチラシによる市民への周知を行った。また、通報のあった外来種の防除や現地確認を行った。	環境森林課

4 地球温暖化の保全のための施策

1 地球温暖化対策等の推進(環境目標4-1)

行動指標	基準年 (H28)	目標値 (R9)	R1年度数値	評価*	備考	課名
市域全体の温室効果ガス(CO ₂)排出量(年間)	2,594千t (H25)	1,964千t (R5)	2,439千t (H29)	C	算定に用いているデータの取集の関係上、最新の数値は当該年度の2年遅れで算出される。	環境森林課
市域全体のエネルギー消費量(TJ) (年間)	26,935TJ (H25)	22,991TJ (R5)	25,609TJ (H29)	C	算定に用いているデータの取集の関係上、最新の数値は当該年度の2年遅れで算出される。	環境森林課
施策名	評価**				判断理由	課名
① 省エネルギー・省資源行動に関する普及・啓発	○	まえばし環境家族や環境問題基礎講座の実施、地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE(クールチョイス)」に関する啓発活動を行った。				環境森林課
② 建築物省エネ法に基づく届出等	○	建築物省エネ法に基づく届出を受理し、適切に指導を行った。				建築指導課
③ グリーン購入の普及・拡大	○	令和元年度の達成率は94.9%となり、昨年度比で5%上昇した。				環境森林課
④ 地球温暖化防止実行計画の推進	△	令和2年度までに平成21年度と比較して22%削減する目標となっているが、平成21年度(基準年)に対し1.3%の増加となった。				環境森林課
⑤ 交通由来の温室効果ガスの削減	○	電気自動車の普及に向け、市が設置している急速充電器4基、普通充電器5基について、適切な運用管理を実施している。				環境森林課
⑤ 交通由来の温室効果ガスの削減	○	自動運転やデマンド交通の実証実験と併せて、MacS環境の構築実験や職員向けのモビリティマネジメントを実施し、将来を見据えた公共交通体系構築のための利便性向上策と利用促進を図ったため。				交通政策課
⑤ 交通由来の温室効果ガスの削減	○	自転車ネットワーク計画に位置付けた00-128号線、16-315号線の2路線について自転車通行空間整備の実施。延長774m				道路建設課
⑥ 酸性雨モニタリング調査	○	年24回の調査を実施した。				環境森林課
⑦ フロン回収事業	○	家電リサイクル対象製品以外の製品に含まれるフロンガスについて、回収・無害化処理を実施した。				ごみ減量課
⑧ 森林の整備保全	○	松くい虫防除のため樹幹注入、伐倒駆除等を実施し、森林の保全整備に努めた。また生活環境保全林の下草刈りを実施した。				環境森林課

*行動指標の評価：「A」＝「達成」、「B」＝「順調」、「C」＝「やや不調」、「D」＝「不調」

**施策の評価：「○」＝「計画通りに進んだ」、「△」＝「計画より遅れている」、「-」＝「未実施」、「×」＝「中止した」

資1-1 環境基本計画の進捗点検 (5)

2 新エネルギーの導入促進(環境目標4-2)

行動指標	基準年 (H28)	目標値 (R9)	RI年度数値	評価*	備考	課名
新エネルギーによる発電能力量(累計)	192,299kw	307,156kw (R2)	291,040kw	B		環境森林課
施策名	評価**			判断理由		
① 太陽光発電等の新エネルギーシステムの導入支援	○			大規模太陽光発電所や小水力発電所の運転状況をホームページで公開し、導入の促進に向け、情報の提供を行った。		
① 太陽光発電等の新エネルギーシステムの導入支援	○			市再エネ条例に基づき、9件の事業(すべて太陽光発電設備)について許可をした。		
② 公共施設の省エネルギー、自然エネルギーの導入	—			公共施設の建設・改修時には導入が効果的と思われる施設を選定し、当該施設における新エネルギーの導入の可能性について検討している。		
② 公共施設の省エネルギー、自然エネルギーの導入	—					
② 公共施設の省エネルギー、自然エネルギーの導入	—			太陽光発電システム等の設置工事は実施しなかった。		
③ 太陽光発電事業の継続	○			順調な発電を継続している。		
④ 小水力発電の維持整備	○			赤城山小水力発電所については、職員による現地確認や保安管理業務の外部委託により、安定した発電ができるよう適切な施設運営に努めている。		
施策名	評価**			判断理由		
⑤ パイオマスエネルギーの利用促進	—			バイオマスイエエネルギーの利用促進に向けて事業者と情報共有を図った。		
⑤ パイオマスエネルギーの利用促進	—			未実施		
⑥ 森林資源を活かした地球温暖化対策の推進	○			木質燃料ストーブ購入事業を実施し、森林資源の活用促進による地球温暖化対策の推進を図った。		

3 ごみ減量・資源化(3R活動)の促進(環境目標4-3)

行動指標	基準年 (H28)	目標値 (R9)	RI年度数値	評価*	備考	課名
1人1日当たりのごみ総排出量	950g	825g (R7)	921g	C	1人1日当たりのごみ総排出量は、やや増加している。 (平成30年度は、914g)	ごみ減量課
再生利用率	19.8%	25% (R7)	19.9%	C	再生利用率(資源化率)は、昨年度比でやや減少している。(平成29年度は、20.70%)	ごみ減量課

*行動指標の評価：「A」＝「達成」、「B」＝「順調」、「C」＝「やや不調」、「D」＝「不調」
 **施策の評価：「○」＝「計画通りに進んだ」、「△」＝「計画より遅れている」、「－」＝「未実施」、「×」＝「中止した」

資1-1 環境基本計画の進捗点検 (6)

施策名	評価**	判断理由	課名
① 市民意識の醸成と啓発	○	さらなるごみの減量を目的に開始した第2次G活チャレンジ!「ステキにごみダイエクト」を推進するとともに、イベントなどの施策を通じて、ごみの発生抑制に努めた。	ごみ減量課
② 排出段階での減量・資源化の促進	○	生ごみの水切りやマイバッグ・マイボトルなど、繰り返し使えるものを推奨し、電動式生ごみ処理機等の補助を行うなど、ごみの発生抑制と再資源化を図った。	ごみ減量課
③ 建設廃棄物の資源化	○	建設リサイクル法に基づき届出を受け、適切に指導を行った。	建築指導課
④ 事業系ごみの減量・資源化	○	事業所ごみの適正非排出指導やリサイクル庫の活用により、ごみ減量や資源化に取り組んだ。	ごみ減量課
⑤ 除籍図書の再利用	○	除籍した図書を①年間を通じ図書館東口でリサイクル図書として希望者に配布②生涯学習推進図書として病院や社会福祉施設等に提供(1,924冊:22施設)③ふれあい図書館まわりのブックリサイクルで配布(2,970冊)④随時、分館内リサイクルコーナーで利用者へ提供するなど資源の有効活用を図った。⑤家庭で不要になった本を図書館へ持参してもらい、読みたい人へ配布(16施設:983冊)。	図書館

4 廃棄物の適正処理と処理施設の整備(環境目標4-4)

行動指標	基準年(H28)	目標値(R9)	R1年度数値	評価**	備考	課名
不法投棄件数(年間)	19件	10件	27	C	産業廃棄物の不法投棄件数は増加しているが、新規発生事案はほぼ解決している。	廃棄物対策課
施策名	評価**	判断理由	課名			
① ごみ処理施設の維持整備	○	六供清掃工場の延命化工事を完了させるとともに、各清掃工場の維持整備を行った。	清掃施設課			
② 焼却灰の資源化	○	焼却灰(主灰・飛灰)の焼成処理処分(人口砂)を委託し、資源化を図った。	清掃施設課			
③ 処理困難物の適正処理	○	使用済み乾電池、スプレー缶、使用済み蛍光管など、市有施設において中間処理が困難な廃棄物を安全に保管し、適正に処理した。	清掃施設課			
③ 処理困難物の適正処理	○	処理困難物(タイヤ、消火器等)について、適正に処理を行った。	ごみ減量課			
④ 新最終処分場の整備推進	○	建設廃棄物の選定を行うとともに、施設規模や構造等の基本となる考え方を示した「前橋市新最終処分場基本構想」を策定した。	清掃施設整備室			
⑤ 廃棄物の不法投棄等の防止	△	開庁日は毎日職員等によるパトロールを実施し、開庁日には民間警備会社にもパトロールを業務委託するとともに、監視カメラを設置し不法投棄等の監視を行った。	廃棄物対策課			

*行動指標の評価:「A」=「達成」、「B」=「順調」、「C」=「やや不調」、「D」=「不調」

**施策の評価:「○」=「計画通りに進んだ」、「△」=「計画より遅れている」、「-」=「未実施」、「×」=「中止した」

資1-1 環境基本計画の進捗点検 (7)

5 環境保全活動の活性化のための施策

1 環境情報の整備と提供(環境目標5-1)

行動指標	基準年 (H28)	目標値 (R9)	R1年度数値	評価*	備考	課名
環境ポータルサイトアクセス数(年間)	841件	2,000件	-	-	ホームページのリニューアルに伴い、集計ができなくなつたため。	環境森林課
施策名	目標準		評価**	判断理由		
① 広報紙、パンフレット等による普及・啓発			○	広報紙において環境に関する特集を掲載したほか、パネル展など各種イベントを実施し、リーフレット等を配布した。		
② 環境報告書の発行			○	年次報告書「まえばしのかんきょう」を発行した。また市ホームページに掲載することにより、環境情報の公開に努めている。		
③ 情報システムを活用した環境情報の提供			○	毎月1回の「まえばしクールチョイス通信」の発行等、定期的な情報発信に努めた。		
④ 各種メディアの活用			○	隔月で市政ラジオ番組の放送を行い、環境にやさしい生活の実践について情報を発信し「COOL CHOICE」の普及促進に努めた。		

2 環境教育・環境学習の推進(環境目標5-2)

行動指標	基準年 (H28)	目標値 (R9)	R1年度数値	評価*	備考	課名
環境教室・イベント等の実施回数(年間)	91回	100回	55回	C	出前講座、3Rパスタツアー、環境美化推進員説明会、本市主催イベント(環境パネル展・七夕まつり)のほか、他団体主催イベントに参加し啓発活動に努めた。	環境森林課 ごみ減量課
施策名	目標準		評価**	判断理由		
① 環境保全啓発イベントの開催			○	環境月間でのパネル展、荻窪公園アジサイまつりにおいて環境啓発ブースの出展を行った。		
① 環境保全啓発イベントの開催			○	リユース施策の取り組みとして、家庭にある再利用可能なものを持ち寄り、交換する「リユース宝市」を開催した。		
② 出前講座や施設見学会の実施			○	依頼のあった団体へ出前講座を実施した。		
② 出前講座や施設見学会の実施			○	ごみの減量や3Rの推進についての意識を高めることを目的に自治会等の団体を対象として実施した。		
② 出前講座や施設見学会の実施			○	市内小学校4年生及び外国人技能実習生を中心に施設見学会を実施した。		
③ 環境教育推進者の育成			○	環境教育主任研修会等を実施し、環境指定校の実践事例の紹介や環境調査の体験及び全体計画に基づき各学校の取組などを共有することで、環境主任の資質向上や取組内容の見直し・改善を図った。		
③ 環境教育推進者の育成			○	学校教育課と連携し、環境教育主任研修会において、学校における環境教育の進め方について助言したり、教職員を対象とした林間学校の指導者講習会において、自然体験活動についての実践事例を発表する機会を設定したりすることを通して、環境教育の充実と指導者としての資質向上を図った。また、環境教育指定校の桃木小で出前授業を行い、教職員との連携を図った。		

*行動指標の評価：「A」＝「達成」、「B」＝「順調」、「C」＝「やや不調」、「D」＝「不調」

**施策の評価：「○」＝「計画通りに進んだ」、「△」＝「計画より遅れている」、「-」＝「未実施」、「×」＝「中止した」

資1-1 環境基本計画の進捗点検 (8)

施策名	評価**	判断理由	課名			
④ 学校における環境教育の推進	○	全校(園)において、特色ある環境教育活動や省エネ・省資源活動に取り組み、児童生徒の環境に関する意識の向上を図った。年間の取組状況やその成果について各校から提出された報告書をもとに、効果的な取組を資料にまとめ、次年度以降の参考となるよう各校と共有を図った。	学校教育課			
④ 学校における環境教育の推進	○	全市立小学校の5年生を対象に、各校の教育課程に合ったプログラムで環境教室を実施することにより、各学校における環境教育への支援を行った。元年度はプログラムの精選を行うなど、より体験的な活動を重視した。	青少年課			
⑤ 学校における自然体験活動の推進	○	環境教育指定期を定め、児童文化センター等と連携した自然体験活動の体験活動の充実を図るとともに、各教科等の授業において地域の自然を生かした具体的な取組を研究し、成果を各学校に紹介した。	学校教育課			
⑤ 学校における自然体験活動の推進	○	林間学校等における自然体験活動の講師を派遣したり、自然体験活動プログラムを講師と検討したりすることを通して、学校における自然体験活動の充実のための支援を行った。また、活動を教育課程に効果的に位置づけるよう学校に助言を行った。児童文化センター主催の「環境冒険隊」(年間20回)等のプログラムを実施し、子どもたちが自然に親しむ機会を保障するとともに、子どもたちの環境保全意識を高めることができた。	青少年課			
⑥ 児童文化センターにおける環境教室の実施	○	全ての小学校の5年生が児童文化センターで実施している環境教室を体験し、環境への興味や関心を高めることができた。また、環境教室と連携した指導計画の工夫を図った。	学校教育課			
⑥ 児童文化センターにおける環境教室の実施	○	全市立小学校の5年生を対象として、児童文化センターにおいて教育課程に沿った体験的な環境教室(4つのプログラムから学校で1つを選択)を実施することを通して、児童の環境への関心や環境保全への意欲を高めることができた。	青少年課			
⑦ 総合的な自然環境プログラムの実施	○	サクラ・ツバミ・セミをテーマに市民自然環境調査を実施した。また、野鳥観察会やまえばし環境の学び舎事業を実施した。	環境森林課			
行動指標	基準年(H28)	目標値(R9)	R1年度数値	評価*	備考	課名
こどもエコクラブの会員数	829人	880人	837人	B	クラブ数は9クラブ(平成30年度)から10クラブ(令和元年度)に増加した。	環境森林課
まえばし環境家族の参加世帯数	1,686家族	2,500家族	1,955家族	C	参加者の減少のため、昨年度より参加者が大幅減となった。学校に取り組みでもらいやすいよう改善を図りたい。	環境森林課
施策名	評価**	判断理由	課名			
① こどもエコクラブの活動推進	○	登録クラブへの継続届の案内や、広報による新規クラブの募集を行った。また、群馬県こどもエコクラブの学習会や交流会の後援を行った。	環境森林課			
② まえばし環境家族の参加促進	○	参加しやすいように取組用紙や記念品を工夫した。市内各小学校児童へ配布し、学校教育課と連携して周知を図った。	環境森林課			
③ 環境美化活動の推進	○	自治会、環境美化推進員等との連携を図り、町内一斉清掃等を推進し、清潔で住みよい街づくりを進めた。	ごみ減量課			
④ 環境保全活動団体への支援	○	地域づくり推進事業として、地域の環境保全を行う団体に助成を行った。	生活課			
⑤ 産・学・官の連携の促進への支援	—	平成31(令和元)年度中には及び新製品・新技術開発費補助事業で環境関連の製品開発が実施されなかった。また、産学官連携推進事業も同様である。	産業政策課			

*行動指標の評価：「A」＝「達成」、「B」＝「順調」、「C」＝「やや不調」、「D」＝「不調」

**施策の評価：「○」＝「計画通りに進んだ」、「△」＝「計画より遅れている」、「－」＝「未実施」、「×」＝「中止した」

3 環境保全活動の活性化(環境目標5-3)

資1-2 行動指標の進捗状況

行動指標	基準値	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	目標値
1-1	—	検討	検討									R9年度 までの実施
	100%	100%	100%									100%
1-2	81.0%	70.9%	74%									100%
	91.5%	92.9%	93.4%									96.5%
1-3	100%	100%	100.0%									100%
1-4	17件	3件	2件									8件
1-5	100%	76%	86%									100%
1-6	135人	318人	222人									100人
2-1	34種 (平成24～28 年度平均)	34種	36種									35種
	82人 (平成27年)	57人	48人									90人
4-1	2,954千t	2,522千t	2,439千t (H29)									1,964千t (R5年度)
	26,935TJ	25,791TJ	25,609TJ (H29)									22,991TJ (R5年度)
4-2	192,299kW	270,098kW	291,040kW									307,156kW (R2年度)
4-3	950g	914g	921g									825g (R7年度)
	19.8%	20.70%	19.9%									25%
4-4	19件	31	27									10件
5-1	841件	637件	—									2000件
5-2	91回	71回	55回									100回
5-3	829人	881人	837人									880人
	1,686家族	2,124家族	1,955家族									2,500家族

資料2 大気関係資料

資2-1 大気汚染常時監視（環境基準）

・環境基準

項目	環境上の条件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。

・評価方法

(1) 短期的評価

項目	評価方法
二酸化硫黄	測定を行った日についての1時間値の1日平均値または各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。
浮遊粒子状物質	
光化学オキシダント	

(2) 長期的評価

項目	評価方法
二酸化窒素	1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値（1日平均値の年間98%値）を環境基準と比較して評価を行う。
二酸化硫黄	1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値（1日平均値の年間2%除外値）を環境基準と比較して評価を行う。ただし、上記の評価方法にかかわらず環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成とする。
浮遊粒子状物質	

資2-2 大気汚染常時監視（測定結果）

・二酸化硫黄 <<前橋南局>>

（達成：○ 未達成：× 非該当：－）

月	平均値 (ppm)	日平均値が 0.04ppmを 超えた日数	1時間値が 0.01ppmを超え た時間数	日平均値の 2%除外値 (ppm)	日平均値0.04ppmを超えた 日が2日以上連続 (あり：× なし：○)
4	0.001	0	0	－	－
5	0.001	0	0	－	－
6	0.001	0	0	－	－
7	0.001	0	0	－	－
8	0.001	0	0	－	－
9	0.001	0	0	－	－
10	0.001	0	0	－	－
11	0.000	0	0	－	－
12	0.000	0	0	－	－
1	0.001	0	0	－	－
2	0.001	0	0	－	－
3	0.001	0	0	－	－
通年	0.001	0	0	0.002	○

環境基準達成状況

短期的評価：○

長期的評価：○

・二酸化硫黄 <<前橋東局>>

月	平均値 (ppm)	日平均値が 0.04ppmを 超えた日数	1時間値が 0.01ppmを超え た時間数	日平均値の 2%除外値 (ppm)	日平均値0.04ppmを超えた 日が2日以上連続 (あり：× なし：○)
4	0.001	0	0	－	－
5	0.001	0	0	－	－
6	0.001	0	0	－	－
7	0.001	0	0	－	－
8	0.001	0	0	－	－
9	0.001	0	0	－	－
10	0.001	0	0	－	－
11	0.000	0	0	－	－
12	0.000	0	0	－	－
1	0.000	0	0	－	－
2	0.000	0	0	－	－
3	0.001	0	0	－	－
通年	0.001	0	0	0.002	○

環境基準達成状況

短期的評価：○

長期的評価：○

・二酸化窒素 <<前橋南局>>

月	平均値 (ppm)	日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の日数	日平均値が 0.06ppm を 超えた日数	日平均値の 年間 98%値 (ppm)
4	0.007	0	0	—
5	0.006	0	0	—
6	0.006	0	0	—
7	0.008	0	0	—
8	0.007	0	0	—
9	0.005	0	0	—
10	0.006	0	0	—
11	0.007	0	0	—
12	0.009	0	0	—
1	0.008	0	0	—
2	0.007	0	0	—
3	0.007	0	0	—
通年	0.007	0	0	0.015

環境基準達成状況 短期的評価：— 長期的評価：○

・二酸化窒素 <<前橋東局>>

月	平均値 (ppm)	日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の日数	日平均値が 0.06ppm を 超えた日数	日平均値の 年間 98%値 (ppm)
4	0.007	0	0	—
5	0.006	0	0	—
6	0.006	0	0	—
7	0.007	0	0	—
8	0.007	0	0	—
9	0.006	0	0	—
10	0.007	0	0	—
11	0.007	0	0	—
12	0.009	0	0	—
1	0.008	0	0	—
2	0.007	0	0	—
3	0.007	0	0	—
通年	0.007	0	0	0.016

環境基準達成状況 短期的評価：— 長期的評価：○

・浮遊粒子状物質 <<前橋南局>>

月	平均値 (mg/m ³)	日平均値が 0.10mg/m ³ を超 えた日数	1時間値が 0.20mg/m ³ を超 えた時間数	日平均値の 2%除外値 (mg/m ³)	日平均値 0.10mg/m ³ を超え た日が2日以上連続 (あり:× なし:○)
4	0.016	0	0	—	—
5	0.017	0	0	—	—
6	0.019	0	0	—	—
7	0.023	0	0	—	—
8	0.024	0	0	—	—
9	0.016	0	0	—	—
10	0.010	0	0	—	—
11	0.007	0	0	—	—
12	0.007	0	0	—	—
1	0.006	0	0	—	—
2	0.009	0	0	—	—
3	0.009	0	0	—	—
通年	0.014	0	0	0.037	○

環境基準達成状況 短期的評価:○ 長期的評価:○

・浮遊粒子状物質 <<前橋東局>>

月	平均値 (mg/m ³)	日平均値が 0.10mg/m ³ を超 えた日数	1時間値が 0.20mg/m ³ を超 えた時間数	日平均値の 2%除外値 (mg/m ³)	日平均値 0.10mg/m ³ を超え た日が2日以上連続 (あり:× なし:○)
4	0.014	0	0	—	—
5	0.017	0	0	—	—
6	0.018	0	0	—	—
7	0.021	0	0	—	—
8	0.027	0	0	—	—
9	0.017	0	0	—	—
10	0.013	0	0	—	—
11	0.009	0	0	—	—
12	0.009	0	0	—	—
1	0.008	0	0	—	—
2	0.010	0	0	—	—
3	0.010	0	0	—	—
通年	0.014	0	0	0.038	○

環境基準達成状況 短期的評価:○ 長期的評価:○

・光化学オキシダント 《前橋南局》

月	昼間の1時間値 の最高値 (ppm)	昼間の1時間値 の平均値 (ppm)	1時間値が 0.06ppmを 超えた日数	1時間値が 0.06ppmを 超えた時間 数	1時間値が 0.12ppmを 超えた日数	1時間値が 0.12ppmを 超えた時間 数
4	0.088	0.049	15	89	0	0
5	0.140	0.057	25	189	1	2
6	0.104	0.047	15	123	0	0
7	0.097	0.038	15	65	0	0
8	0.110	0.042	17	100	0	0
9	0.083	0.036	9	32	0	0
10	0.079	0.031	4	17	0	0
11	0.048	0.028	0	0	0	0
12	0.039	0.024	0	0	0	0
1	0.044	0.028	0	0	0	0
2	0.051	0.034	0	0	0	0
3	0.068	0.037	3	8	0	0
通年	0.140	0.038	103	623	1	2

環境基準達成状況 短期的評価：× 長期的評価：－

・光化学オキシダント 《前橋東局》

月	昼間の1時間値 の最高値 (ppm)	昼間の1時間値 の平均値 (ppm)	1時間値が 0.06ppmを 超えた日数	1時間値が 0.06ppmを 超えた時間 数	1時間値が 0.12ppmを 超えた日数	1時間値が 0.12ppmを 超えた時間 数
4	0.086	0.049	11	63	0	0
5	0.100	0.053	20	129	0	0
6	0.102	0.046	15	118	0	0
7	0.104	0.037	14	56	0	0
8	0.105	0.041	14	85	0	0
9	0.081	0.035	10	30	0	0
10	0.082	0.031	4	18	0	0
11	0.049	0.029	0	0	0	0
12	0.041	0.025	0	0	0	0
1	0.046	0.028	0	0	0	0
2	0.051	0.034	0	0	0	0
3	0.072	0.037	3	16	0	0
通年	0.105	0.037	91	515	0	0

環境基準達成状況 短期的評価：× 長期的評価：－

資2-3 有害大気汚染物質（測定結果）

・有害大気汚染物質 <<前橋南局（六供天神公園）>>

月	揮発性有機化合物										
	トリクロロエチレン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	テトラクロロエチレン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	ベンゼン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	塩化ビニルモノマー ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	クロロホルム ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	ジクロロメタン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	1,3-ブタジエン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	アクリロニトリル ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	1,2-ジクロロエタン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	塩化メチル ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	トルエン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
4	0.13	0.16	0.49	< 0.004	0.42	0.57	(0.032)	(0.016)	0.26	—	—
5	0.72	0.39	0.54	< 0.004	0.50	1.3	< 0.013	(0.022)	0.30	1.7	4.2
6	0.84	0.49	0.55	0.040	0.24	1.5	0.078	0.083	0.28	—	—
7	1.8	0.38	0.79	0.086	0.34	3.6	0.11	0.065	0.44	—	—
8	0.85	0.10	0.42	< 0.004	0.078	2.3	0.072	0.11	0.087	1.7	3.5
9	0.73	0.31	0.45	0.059	0.30	1.8	0.099	(0.028)	0.27	—	—
10	0.72	0.14	0.38	< 0.004	0.14	1.9	0.046	< 0.009	0.16	—	—
11	0.57	0.58	0.63	< 0.004	0.30	1.2	0.22	0.12	0.30	1.9	9.6
12	0.30	0.42	0.56	< 0.004	0.30	0.90	0.10	0.19	0.31	—	—
1	0.71	0.51	1.0	< 0.004	0.25	0.77	0.15	0.18	0.27	—	—
2	0.80	0.43	0.93	< 0.004	0.27	1.3	0.090	0.056	0.26	1.7	8.1
3	1.3	0.66	0.84	< 0.004	0.28	1.6	0.21	0.082	0.41	—	—
年平均値	0.79	0.38	0.63	0.017	0.28	1.6	0.10	0.080	0.28	1.8	6.4
基準等	* 130	* 200	* 3	** 10	** 18	* 150	** 2.5	** 2	** 1.6	—	—

月	酸化エチレン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	アルデヒド類		重金属類						ベンゾ[a]ピレン (ng/m^3)
		アセトアルデヒド ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	ホルムアルデヒド ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	ニッケル化合物 (ng/m^3)	バリリウム及びその化合物 (ng/m^3)	マンガン及びその化合物 (ng/m^3)	クロム及びその化合物 (ng/m^3)	ヒ素及びその化合物 (ng/m^3)	水銀及びその化合物 (ng/m^3)	
4	0.032	1.1	0.76	(0.9)	< 0.06	(4.4)	(1.7)	0.20	1.3	0.024
5	0.068	2.6	3.9	2.6	< 0.06	26	3.6	1.1	1.7	0.073
6	0.076	3.1	5.0	3.5	< 0.06	32	5.0	0.93	1.9	0.074
7	0.13	3.5	6.0	4.1	< 0.06	18	(1.2)	1.1	1.9	0.026
8	0.083	3.5	7.3	(1.8)	< 0.06	16	(1.9)	0.77	1.5	0.047
9	0.048	2.0	4.2	(1.2)	< 0.06	16	2.1	1.1	1.7	0.031
10	0.096	2.9	5.2	(2.1)	< 0.06	21	2.9	1.3	1.8	0.025
11	0.077	1.9	2.6	5.6	< 0.06	19	6.1	0.94	1.6	0.064
12	0.029	0.78	0.93	(2.2)	< 0.06	5.6	2.5	(0.18)	1.7	0.031
1	0.042	1.3	1.4	4.0	< 0.06	11	8.7	0.52	1.5	0.13
2	0.062	1.4	1.6	3.2	< 0.06	19	4.3	0.42	1.6	0.073
3	0.039	1.2	1.4	(0.8)	< 0.06	10	< 0.6	1.2	1.8	0.016
年平均値	0.065	2.1	3.4	2.7	< 0.06	16	3.4	0.81	1.7	0.051
基準等	—	—	—	** 25	—	** 140	—	** 6	** 40	—

※ () 内濃度は定量下限値未満検出下限値以上を、<付き濃度は検出下限値未満を示す。

※ 「年平均値」欄は算術平均を用い、検出下限値未満の場合は検出限界値の1/2として計算した。(JIS Z 8401)

※ 「基準等」欄における*は環境基準を、**は指針値を示す。

資2-4 ダイオキシン類（大気）（測定結果）

（単位：pg-TEQ/m³）

月	《前橋カンパニィティーズ》	《桂萱東小学校》	《前橋市大胡支所》
7	0.023	0.020	0.019
1	0.013	0.017	0.017
年平均値	0.018	0.019	0.018
環境基準	0.6		

資2-5 空間放射線量測定結果

①公園・公共施設等（平均値）

（マイクロシーベルト/時）

No.	測定地点名	所在地	測定値
1	敷島公園	敷島町	0.04
2	清里前原公園	青梨子町	0.05
3	大室公園	西大室町	0.04
4	荻窪公園	荻窪町	0.05
5	市之木場ふれあい広場	富士見町市之木場	0.05
6	赤烏公園	古市町	0.06
7	石関公園	石関町	0.06
8	広瀬三丁目公園	広瀬町三丁目	0.05
9	下橋第2公園	駒形町	0.04
10	るなぱあく	大手町三丁目	0.05
11	国立青少年交流の家集いの広場	富士見町赤城山	0.06
12	下川中央公園	下川町	0.05
13	川曲緑地	川曲町	0.06
14	今井沼公園	今井町	0.04
15	ふれあい橋	苗ヶ島町	0.04
16	前橋市消防団箕輪器具置場	富士見町赤城山	0.05
17	宮城支所	鼻毛石町	0.05
18	富士見支所	富士見町田島	0.04
19	粕川支所	粕川町西田面	0.04
20	大胡支所	堀越町	0.06
21	市役所	大手町	0.10

※測定機器：シンチレーションサーベイメータ 日立アロカメディカル(株) TCS-172B

測定方法：測定の高さは地表から1m、時定数10秒、10秒ごとに5回連続して測定

②赤城山周辺

(マイクロシーベルト/時)

No.	測定地点名	測定値
1	大沼北側遊歩道橋の上	0.06
2	北面道路看板下	0.05
3	大沼北側遊歩道登り口	0.06
4	北面交差点手前沢の上	0.05
5	黒檜山登山口南東	0.05
6	黒檜山登山駐車場	0.05
7	赤城神社駐車場(啄木鳥橋)付近	0.05
8	あかぎ広場植物園前	0.04
9	皇太子殿下西瓜栽培記念の碑	0.05
10	おのこ駐車場	0.06
11	覚満淵分岐点	0.06
12	覚満淵入口付近ベンチ	0.08
13	覚満淵東休憩所	0.05
14	赤城バイブルキャンプ付近北西道路上	0.06
15	赤城神社元宮跡地	0.08
16	弁天宮	0.05
17	大洞駐車場	0.08
18	大洞駐車場下遊歩道	0.05
19	大沼南側遊歩道(赤城少年自然の家東側)	0.06
20	赤城少年自然の家 本館前	0.06
21	赤城少年自然の家 西キャンプファイヤー場	0.07
22	大沼遊歩道橋の上(赤城少年自然の家西側)	0.05
23	武蔵学園前遊歩道	0.06
24	青木旅館北西道路 山側	0.08
25	団地交差点	0.07
26	さいたま市赤城自然の家跡地前	0.04
27	オギワラ山荘前	0.05
28	石神井丸正食品緑地前	0.06
29	東京福祉大研修センター前	0.06
30	赤城山荘前	0.05
31	カーブ 71	0.05
32	展望台下	0.04
33	赤城総合案内所	0.04
34	姥子峠	0.06
35	新坂平駐車場	0.05
36	一杯清水	0.05
37	ビジターセンター	0.05
38	鳥居峠	0.05
39	カーブ 34	0.05
40	姫百合駐車場	0.04
41	桜広場駐車場	0.04
42	林道箕輪線起点	0.05
43	白川水門バス停	0.05

※測定機器：シンチレーションサーベイメータ 日立アロカメディカル(株) TCS-172B

測定方法：測定の高さは地表から 1m、時定数 10 秒、10 秒ごとに 5 回連続して測定

資料3 水質関係資料

資3-1 河川の類型指定

河 川	類 型	達 成 期 間
利根川 (群馬大橋上流)	A	ロ
利根川 (群馬大橋下流)	A	イ
広瀬川 (全 域)	B	ロ
桃ノ木川 (全 域)	B	ロ
荒砥川 (全 域)	A	ロ
粕 川 (全 域)	A	ロ

- ※1 達成期間 イ…直ちに達成
ロ…5年以内に可及的速やかに達成
2 河川名の () は本市においての流域を表す

資3-2 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下		

備 考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、環境庁告示第59号の別表1の測定方法の欄(略)に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量下限値を下回ることをいう。

(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)

資 3-3 生活環境の保全に関する環境基準

(1) 河川（湖沼を除く）

ア 利用目的の適応性

項目 類型	利用目的の適応性	基 準				値
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水 及びEの欄に掲げ るもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/L 以上	—
<p>備 考</p> <p>1 基準値は、日間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。) なお、BOD(COD)の年間評価は75%値による。</p> <p>2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。 (湖沼もこれに準ずる。)</p>						

イ 水生生物の生息状況の適応性

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)
生物A	イワナ、サケ、マス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.001 mg/L以下	0.03 mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.0006 mg/L以下	0.02 mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.05 mg/L以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.04 mg/L以下
備考 基準値は年間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)				

(2) 湖沼

(天然湖沼及び貯水量 1,000 万 m³ 以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖)

ア 利用目的の適応性 I

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 水産 1 級、自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道 2, 3 級 水産 2 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道 3 級 工業用水 1 級 農業用水及び C の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—
備考 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質の項目の基準値は適用しない。						

イ 利用目的の適応性Ⅱ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
Ⅱ	水道1,2,3級（特殊なものを除く。） 水産1種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下
Ⅲ	水道3級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
Ⅴ	水産3種、工業用水 農業用水、環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下
備考			
1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。			

※1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

- 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 " 2級：サケ科魚類及びアコ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 " 3級：コイ、フナ等、β—中腐水性水域の水産生物用
 " 1種：サケ科魚類及びアコ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 " 2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 " 3種：コイ、フナ等の水産生物用
- 4 工業用水 1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 " 3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

ウ 水生生物の生息状況の適応性

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS)
生物A	イワナ、サケ、マス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.001 mg/L以下	0.03 mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.0006 mg/L以下	0.02 mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.05 mg/L以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.04 mg/L以下
備考 基準値は年間平均値とする。				

エ 水生生物が生息・再生産する場の適応性

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L以下
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L以下
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以下
備考 基準値は日間平均値とする。		

資3-4 有害物質

(排水基準を定める省令別表第1、群馬県的生活環境を保全する条例施行規則別表8)

※排水量の多少に関わらず適用される排水基準

項 目 名	許容限度 (単位 : mg/L)
カドミウム及びその化合物	0.03
シ ア ン 化 合 物	1
有 機 燐 化 合 物	1
鉛 及 び 其 の 化 合 物	0.1
六 価 ク ロ ム 化 合 物	0.5
砒 素 及 び 其 の 化 合 物	0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003
トリクロロエチレン	0.1
テトラクロロエチレン	0.1
ジクロロメタン	0.2
四 塩 化 炭 素	0.02
1,2-ジクロロエタン	0.04
1,1-ジクロロエチレン	1
シス1,2-ジクロロエチレン	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	3
1,1,2-トリクロロエタン	0.06
1,3-ジクロロプロペン	0.02
チ ウ ラ ム	0.06
シ マ ジ ン	0.03
チ オ ベ ン カ ル ブ	0.2
ベ ン ゼ ン	0.1
セレン及びその化合物	0.1
ほう素及びその化合物	10
ふっ素及びその化合物	8
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100
1,4-ジオキサン	0.5

備 考

- 「検出されないこと」とは、排水基準を定める省令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現に湧出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。

資3-5 生活環境項目

(排水基準を定める省令別表第2、水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例別表(県条例)、群馬県の生活環境を保全する条例規則別表第九)

※生物学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質、フェノール類含有量の許容限度については、法に基づく排水基準に代えて適用する排水基準(排水基準を定める条例に規定する排水基準)である。

項 目 名	許 容 限 度		
	豚房施設、牛房施設及び馬房施設以外の特定施設		豚房施設、牛房施設及び馬房施設
	排水量平均30m ³ /日以上	排水量平均30m ³ /日未満	
水素イオン濃度	5.8以上 8.6以下		
生物学的酸素要求量	25mg/L	60mg/L	80mg/L
化学的酸素要求量	25mg/L	60mg/L	80mg/L
浮遊物質	50mg/L	70mg/L	120mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	5mg/L		
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)	30mg/L		
フェノール類含有量	1mg/L		
銅含有量	3mg/L		
亜鉛含有量	2mg/L		
溶解性鉄含有量	10mg/L		
溶解性マンガン含有量	10mg/L		
クロム含有量	2mg/L		
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³		
窒素含有量	120mg/L (日間平均 60mg/L)		
リン含有量	16mg/L (日間平均 8mg/L)		
ホルムアルデヒド	10mg/L		
備 考	<p>1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が10m³以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。</p> <p>3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む)に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。</p> <p>4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5 生物学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が9,000mg/Lを超えるものを含む。以下同じ)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p>		

- 7 ホルムアルデヒドについての特定排水規制基準は、群馬県の生活環境を保全する条例第2条第7項に規定する水質特定施設を設置している事業者に係る特定排水に限り適用する。
- 8 磷含有量についての排水基準は、磷が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限り適用する。
- 9 特定事業場が異なる種類の特定施設を併せて設置する場合において、異なる許容限度の排水基準が定められているときは、それらの排水基準のうち最小の許容限度のものを当該特定事業場に係る排水について適用する。

資3-6 項目別排水基準不適合状況

項目	区分	延調査実施 事業場数	左のうち排水基準違反件数	
			延事業場数	違反比率 (%)
生活環境項目	水素イオン濃度	105	1	1.0
	生物化学的酸素要求量	104	0	0.0
	浮遊物質	104	0	0.0
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	25	0	0.0
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)	94	0	0.0
	フェノール類含有量	2	0	0.0
	銅含有量	16	0	0.0
	亜鉛含有量	15	0	0.0
	溶解性鉄含有量	16	0	0.0
	溶解性マンガン含有量	15	0	0.0
	クロム含有量	17	0	0.0
	大腸菌群数	90	1	1.1
	窒素含有量	92	0	0.0
	燐含有量	92	0	0.0
	ホルムアルデヒド	2	0	0.0
健康有害物質	カドミウム及びその化合物	8	0	0.0
	シアン化合物	13	0	0.0
	有機燐化合物	3	0	0.0
	鉛及びその化合物	14	0	0.0
	六価クロム化合物	14	0	0.0
	砒素及びその化合物	7	0	0.0
	水銀及びアルキル水銀その他の化合物	8	0	0.0
	アルキル水銀化合物	6	0	0.0
	ポリ塩化ビフェニル	3	0	0.0
	トリクロロエチレン	8	0	0.0
	テトラクロロエチレン	5	0	0.0
	ジクロロメタン	3	0	0.0
	四塩化炭素	3	0	0.0
	1,2-ジクロロエタン	2	0	0.0
	1,1-ジクロロエチレン	2	0	0.0
	シス-1,2-ジクロロエチレン	3	0	0.0
	1,1,1-トリクロロエタン	4	0	0.0
	1,1,2-トリクロロエタン	3	0	0.0
	1,3-ジクロロプロペン	2	0	0.0
	チウラム	2	0	0.0
	シマジン	2	0	0.0
	チオベンカルブ	2	0	0.0
	ベンゼン	3	0	0.0
	セレン及びその化合物	2	0	0.0
	ほう素及びその化合物	20	0	0.0
	ふっ素及びその化合物	21	0	0.0
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	102	0	0.0
	1,4-ジオキサン	2	0	0.0

※不適合事業場については、改善状況確認のため、後日不適合項目のみ再検査を実施している。

資 3-7 (1) 地点別測定結果集計表 (健康項目)

(表中 m/n 以外の単位 : mg/L)

水域名	桃ノ木川	広瀬川	広瀬川	荒砥川	粕川	利根川 上流(4)	滝川	染谷川	赤城大沼
地点名	筑井橋	新川橋	須永橋	奥原橋	粕川大橋	昭和大橋	川曲新橋	染谷橋	湖心
地点統一番号	1000301	1000459	1000460	1000501	1000655	1001551	1020302	1020402	1050101
調査区分	通年	一般	一般	通年	一般	一般	一般	一般	通年
ホトシム	最大	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	m/n	0/12	0/4	0/4	0/12	0/4	0/4	0/3	0/4
	平均	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
全シアン	最大	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
	m/n	0/12	0/4	0/4	0/12	0/4	0/4	0/3	0/4
	平均	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
鉛	最大	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	m/n	0/12	0/4	0/4	0/12	0/4	0/4	0/3	0/4
	平均	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム	最大	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
	m/n	0/12	0/4	0/4	0/12	0/4	0/4	0/3	0/4
	平均	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
砒素	最大	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	m/n	0/12	0/4	0/4	0/12	0/4	0/4	0/3	0/4
	平均	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
総水銀	最大	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	m/n	0/12	0/4	0/4	0/12	0/4	0/4	0/3	0/4
	平均	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	最大	<0.0005			<0.0005				
	m/n	0/2			0/2				
	平均	<0.0005			<0.0005				
ホリ塩化ビフェニル	最大	<0.0005			<0.0005				<0.0005
	m/n	0/2			0/2				0/1
	平均	<0.0005			<0.0005				<0.0005
ジクロロメタン	最大	<0.002			<0.002	<0.002		<0.002	<0.002
	m/n	0/2			0/2	0/2		0/1	0/2
	平均	<0.002			<0.002	<0.002		<0.002	<0.002
四塩化炭素	最大	<0.0002			<0.0002	<0.0002		<0.0002	<0.0002
	m/n	0/2			0/2	0/2		0/1	0/2
	平均	<0.0002			<0.0002	<0.0002		<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	最大	<0.0004			<0.0004	<0.0004		<0.0004	<0.0004
	m/n	0/2			0/2	0/2		0/1	0/2
	平均	<0.0004			<0.0004	<0.0004		<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	最大	<0.002			<0.002	<0.002		<0.002	<0.002
	m/n	0/2			0/2	0/2		0/1	0/2
	平均	<0.002			<0.002	<0.002		<0.002	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	最大	<0.004			<0.004	<0.004		<0.004	<0.004
	m/n	0/2			0/2	0/2		0/1	0/2
	平均	<0.004			<0.004	<0.004		<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	最大	<0.1			<0.1	<0.1		<0.1	<0.1
	m/n	0/2			0/2	0/2		0/1	0/2
	平均	<0.1			<0.1	<0.1		<0.1	<0.1
1,1,2-トリクロロエタン	最大	<0.0006			<0.0006	<0.0006		<0.0006	<0.0006
	m/n	0/2			0/2	0/2		0/1	0/2
	平均	<0.0006			<0.0006	<0.0006		<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	最大	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	m/n	0/2	0/4	0/4	0/2	0/4	0/4	0/3	0/4
	平均	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001

資 3-7 (2) 地点別測定結果集計表 (健康項目)

(表中 m/n 以外の単位 : mg/L)

水域名	桃ノ木川	広瀬川	広瀬川	荒砥川	粕川	利根川 上流(4)	滝川	染谷川	赤城大沼
地点名	笈井橋	新川橋	須永橋	奥原橋	粕川大橋	昭和大橋	川曲新橋	染谷橋	湖心
地点統一番号	1000301	1000459	1000460	1000501	1000655	1001551	1020302	1020402	1050101
調査区分	通年	一般	一般	通年	一般	一般	一般	一般	通年
テトラクロロエチレン	最大	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	m/n	0/2	0/4	0/4	0/2	0/4	0/4	0/3	0/4
	平均	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1,3-ジクロロ プロペン	最大	<0.0005			<0.0005	<0.0005		<0.0005	<0.0005
	m/n	0/2			0/2	0/2		0/1	0/2
	平均	<0.0005			<0.0005	<0.0005		<0.0005	<0.0005
チラム	最大	<0.0006			<0.0006	<0.0006		<0.0006	<0.0006
	m/n	0/2			0/2	0/2		0/1	0/2
	平均	<0.0006			<0.0006	<0.0006		<0.0006	<0.0006
シマジン	最大	<0.0003			<0.0003	<0.0003		<0.0003	<0.0003
	m/n	0/2			0/2	0/2		0/1	0/2
	平均	<0.0003			<0.0003	<0.0003		<0.0003	<0.0003
オホベンカルブ	最大	<0.002			<0.002	<0.002		<0.002	<0.002
	m/n	0/2			0/2	0/2		0/1	0/2
	平均	<0.002			<0.002	<0.002		<0.002	<0.002
ベンゼン	最大	<0.001			<0.001	<0.001		<0.001	<0.001
	m/n	0/2			0/2	0/2		0/1	0/2
	平均	<0.001			<0.001	<0.001		<0.001	<0.001
セレン	最大	<0.002			<0.002	<0.002		<0.002	<0.002
	m/n	0/2			0/2	0/2		0/1	0/2
	平均	<0.002			<0.002	<0.002		<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	最大	5.5			6.2	3.7		1.2	4.8
	m/n	0/6			0/6	0/2		0/1	0/2
	平均	3.2			4.9	3.1		1.2	3.2
ふっ素	最大	0.12			0.08	0.06		0.07	0.70
	m/n	0/2			0/2	0/2		0/1	0/2
	平均	0.09			0.06	0.05		0.07	0.41
ほう素	最大	0.05			0.09	0.04		0.04	0.18
	m/n	0/2			0/2	0/2		0/1	0/2
	平均	0.05			0.08	0.04		0.04	0.13
1,4-ジメチルベンゼン	最大	<0.005			<0.005				<0.005
	m/n	0/2			0/2				0/1
	平均	<0.005			<0.005				<0.005

資 3-8 (1) 地点別測定結果集計表 (生活環境項目)

水域名	桃ノ木川	桃ノ木川	桃ノ木川	桃ノ木川	広瀬川	広瀬川	広瀬川	広瀬川	
地点名	笄井橋	北代田橋	大宝橋	桃ノ木橋	第2号放水路制水門	十六本橋	新貝橋	広瀬新橋	
地点統一番号	1000301	1000352	1000353	1000355	1000451	1000455	1000456	1000458	
類型	B	B	B	B	B	B	B	B	
達成期間	□	□	□	□	□	□	□	□	
調査区分	通年	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	
pH	最大	8.0	7.6	7.7	7.9	7.1	7.2	7.4	7.4
	最小	7.0	7.2	7.3	7.5	7.0	7.1	7.1	7.2
	m/n	0/12	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4
	平均	7.5	7.5	7.6	7.7	7.1	7.1	7.3	7.4
DO	最大	14	12	12	12	12	12	12	11
	最小	8.1	9.5	9.3	9.0	9.4	9.4	9.4	9.6
	m/n	0/12	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4
	平均	10.9	10.3	10.2	10.0	10.4	10.4	10.4	10.1
BOD	最大	1.8	1.1	1.0	1.7	0.8	0.7	0.8	1.0
	最小	0.5	0.5	<0.5	0.5	<0.5	0.5	<0.5	<0.5
	m/n	0/12	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4
	75%値	1.0	0.9	0.9	1.6	0.5	0.5	0.5	0.8
COD	最大	4.6	2.9	2.8	3.5	2.3	2.8	3.1	2.0
	最小	2.1	1.8	2.2	2.0	1.4	1.5	1.7	1.8
	m/n	/12	/4	/4	/4	/4	/4	/4	/4
	平均	3.3	2.2	2.7	2.8	1.7	2.0	2.2	1.9
SS	最大	19	11	11	11	17	23	22	11
	最小	1	8	7	7	5	7	7	7
	m/n	0/12	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4
	平均	7	9	10	9	10	12	12	9
大腸菌群数	最大	49000	13000	46000	49000	22000	24000	33000	33000
	最小	3300	460	700	3300	490	490	790	1700
	m/n	4/6	3/4	3/4	3/4	1/4	2/4	1/4	1/4
	平均	23000	8100	27000	23000	6100	10000	10000	10000
全窒素	最大	6.0							
	最小	1.4							
	m/n	/6							
	平均	3.9							
全りん	最大	0.18							
	最小	0.075							
	m/n	/6							
	平均	0.13							
全亜鉛	最大	0.013							
	最小	0.005							
	m/n	0/6							
	平均	0.007							
ノニルフェノール	最大	<0.00006							
	最小	<0.00006							
	m/n	0/4							
	平均	<0.00006							
LAS	最大	0.0073							
	最小	0.0012							
	m/n	0/4							
	平均	0.0042							
底層DO	最大								
	最小								
	m/n								
	平均								

単位 (pH, m/n : なし、大腸菌群数 : MPN/100mL、その他 : mg/L)

※数値は日間平均値の最大・最小・平均 (BOD・CODは75%値)

資 3-8 (2) 地点別測定結果集計表 (生活環境項目)

水域名	広瀬川	広瀬川	荒砥川	荒砥川	荒砥川	荒砥川	荒砥川	荒砥川	
地点名	新川橋	須永橋	奥原橋	上荒砥橋	木三橋	曲輪橋	赤城温泉郷北	観音橋	
地点統一番号	1000459	1000460	1000501	1000551	1000553	1000554	1000555	1000556	
類型	B	B	A	A	A	A	A	A	
達成期間	□	□	□	□	□	□	□	□	
調査区分	一般	一般	通年	一般	一般	一般	一般	一般	
pH	最大	7.9	7.8	7.8	7.9	8.0	7.9	7.8	8.0
	最小	7.3	7.4	7.3	7.3	7.7	7.6	7.5	7.8
	m/n	0/4	0/4	0/12	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4
	平均	7.6	7.6	7.6	7.7	7.9	7.8	7.7	7.9
BOD	最大	11	12	12	9.5	9.9	9.0	10	9.9
	最小	8.8	8.7	7.7	6.8	7.4	6.8	7.9	7.5
	m/n	0/4	0/4	0/12	1/4	1/4	2/4	0/4	0/4
	平均	10.0	9.9	9.9	8.4	9.0	7.9	9.4	8.8
BOD	最大	1.3	1.3	7.8	5.6	5.9	6.7	0.7	9.7
	最小	0.6	0.7	2.0	2.0	1.9	3.1	<0.5	2.4
	m/n	0/4	0/4	11/12	3/4	3/4	4/4	0/4	0/4
	75%値	1.2	0.9	5.8	3.1	4.3	6.1	0.5	7.4
COD	最大	2.8	2.6	10	7.7	7.7	10.0	2.5	9.6
	最小	1.7	1.6	4.5	3.7	3.8	5.7	1.3	3.7
	m/n	/4	/4	/12	/4	/4	/4	/4	/4
	平均	2.3	2.2	7.1	5.9	5.1	8.2	1.7	7.2
SS	最大	11	8	49	15	13	22	1	22
	最小	3	3	7.5	9	8	13	<1	5
	m/n	0/4	0/4	2/12	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4
	平均	7	5	17	12	11	17	1	14
大腸菌群数	最大	49000	17000	79000	130000	220000	130000	7000	240000
	最小	1700	1700	7900	7900	7900	24000	110	4900
	m/n	2/4	3/4	6/6	4/4	4/4	4/4	1/4	4/4
	平均	20000	11000	45000	48000	67000	62000	1900	77000
全窒素	最大			8.5					
	最小			5.5					
	m/n			/6					
	平均			7.2					
全りん	最大			0.79					
	最小			0.25					
	m/n			/6					
	平均			0.51					
全亜鉛	最大	0.008	0.005	0.017					
	最小	0.004	0.003	0.007					
	m/n	0/4	0/4	0/6					
	平均	0.006	0.004	0.014					
フェルロシアン	最大	<0.00006		<0.00006					
	最小	<0.00006		<0.00006					
	m/n	0/4		0/4					
	平均	<0.00006		<0.00006					
LAS	最大	0.005		0.0084					
	最小	0.0006		0.0021					
	m/n	0/4		0/4					
	平均	0.0028		0.0057					
底層D	最大								
	最小								
	m/n								
	平均								

単位 (pH, m/n : なし、大腸菌群数 : MPN/100mL、その他 : mg/L)

※数値は日間平均値の最大・最小・平均 (BOD・CODは75%値)

資 3-8 (3) 地点別測定結果集計表 (生活環境項目)

水域名	粕川	粕川	粕川	利根川上流 (3)	利根川上流 (4)	藤沢川	寺沢川	滝川	
地点名	滝沢不動尊北	庚申橋	粕川大橋	中央大橋	昭和大橋	上泉橋	牛橋	総社町高架附近	
地点統一番号	1000653	1000654	1000655	1001452	1001551	1020101	1020201	1020301	
類型	A	A	A	A	A				
達成期間	□	□	□	□	イ				
調査区分	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	
pH	最大	7.7	8.1	8.2	8.3	7.6	8.2	8.0	8.1
	最小	7.6	7.9	7.9	7.2	7.2	8.0	7.2	7.2
	m/n	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	/4	/4	/3
	平均	7.7	8.0	8.1	7.5	7.4	8.1	7.6	7.5
DO	最大	11	9.7	9.8	11	11	11	11	11
	最小	7.7	7.2	7.1	9.4	9.1	8.1	8.1	8.9
	m/n	0/4	1/4	1/4	0/4	0/4	/4	/4	/3
	平均	9.6	8.8	8.8	10	10	9.4	10	10
BOD	最大	0.6	1.1	1.7	0.8	0.9	3.0	5.2	0.8
	最小	<0.5	0.5	0.6	0.5	0.6	0.6	0.6	<0.5
	m/n	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	/4	/4	/3
	75%値	0.6	1.0	1.6	0.7	0.8	2.3	3.0	0.7
COD	最大	1.4	2.7	4.2	4.4	2.0	6.1	5.8	1.8
	最小	1.1	1.8	2.6	1.2	1.8	2.9	2.9	1.0
	m/n	/4	/4	/4	/4	/4	/4	/4	/3
	平均	1.2	2.2	3.5	2.4	1.9	4.7	4.1	1.5
SS	最大	2	19	16	58	12	14	13	12
	最小	<1	1	5	<1	7	6	4	2
	m/n	0/4	0/4	0/4	1/4	0/4	/4	/4	/3
	平均	1	7	10	21	10	9	8	9
大腸菌群数	最大	3300	110000	79000	7900	4900	170000	46000	110000
	最小	33	1700	13000	790	460	17000	11000	490
	m/n	1/4	4/4	4/4	3/4	2/4	/4	/4	/3
	平均	900	36000	34000	3300	1800	75000	24000	42000
全窒素	最大								
	最小								
	m/n								
	平均								
全りん	最大								
	最小								
	m/n								
	平均								
全亜鉛	最大			0.004		0.009			
	最小			0.002		0.003			
	m/n			0/4		0/4			
	平均			0.003		0.006			
ノニルフェノール	最大			0.00007		0.00006			
	最小			<0.00006		<0.00006			
	m/n			0/4		0/4			
	平均			<0.00006		<0.00006			
LAS	最大			0.010		<0.0006			
	最小			0.0063		<0.0006			
	m/n			0/4		0/4			
	平均			0.0076		<0.0006			
底層DO	最大								
	最小								
	m/n								
	平均								

単位 (pH, m/n : なし、大腸菌群数 : MPN/100mL、その他 : mg/L)

※数値は日間平均値の最大・最小・平均 (BOD・CODは75%値)

資 3-8 (4) 地点別測定結果集計表 (生活環境項目)

水域名	滝川	染谷川	染谷川	端気川	端気川	葦川	清水川	八幡川	
地点名	川曲新橋	妙見1号橋	染谷橋	柳橋	樋之滝橋	清内橋	前原橋	山澤橋	
地点統一番号	1020303	1020401	1020402	1020501	1020503	1020601	1020701	1020801	
類型									
達成期間									
調査区分	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	
pH	最大	8.1	8.3	8.5	7.8	8.0	7.7	7.9	8.9
	最小	7.6	7.8	7.7	7.4	7.3	7.3	7.5	8.2
	m/n	/3	/4	/4	/4	/4	/4	/4	/4
	平均	7.8	8.0	8.1	7.6	7.8	7.6	7.7	8.6
BOD	最大	11	10	11	12	12	11	12	12
	最小	8.6	8.4	8.5	9.4	8.7	9.2	8.9	8.5
	m/n	/3	/4	/4	/4	/4	/4	/4	/4
	平均	9.7	9.3	9.8	10	10	9.9	10	10
COD	最大	0.9	2.7	2.4	1.0	1.2	1.0	1.5	4.1
	最小	0.6	1.1	0.9	0.5	0.7	0.5	0.7	1.1
	m/n	/3	/4	/4	/4	/4	/4	/4	/4
	75%値	0.7	1.8	1.5	0.8	1.2	0.8	1.5	2.7
SS	最大	12	10	8	12	13	13	10	5
	最小	3	2	2	8	4	4	3	2
	m/n	/3	/4	/4	/4	/4	/4	/4	/4
	平均	7	5	5	10	7	8	6	3
大腸菌群数	最大	130000	79000	130000	24000	17000	22000	33000	790000
	最小	1100	7000	1700	3300	3300	790	4900	79000
	m/n	/3	/4	/4	/4	/4	/4	/4	/4
	平均	45000	37000	66000	10000	14000	8300	24000	320000
全窒素	最大								
	最小								
	m/n								
	平均								
全りん	最大								
	最小								
	m/n								
	平均								
全亜鉛	最大	0.008		0.009					
	最小	0.004		0.004					
	m/n	/3		/4					
	平均	0.005		0.007					
ノニルフェニール	最大	<0.00006		0.00013					
	最小	<0.00006		<0.00006					
	m/n	/3		/4					
	平均	<0.00006		0.00007					
LAS	最大	0.001		0.013					
	最小	0.0006		0.0023					
	m/n	/3		/4					
	平均	0.0009		0.0081					
底層D	最大								
	最小								
	m/n								
	平均								

単位 (pH, m/n : なし、大腸菌群数 : MPN/100mL、その他 : mg/L)

※数値は日間平均値の最大・最小・平均 (BOD・COD は 75%値) .

資 3-8 (5) 地点別測定結果集計表 (生活環境項目)

水域名	大穴川	桂川	神沢川	佐久間川	鳴沢川	山伏川	赤城白川	赤城白川	
地点名	天神山 自然公園	新中橋	近戸橋	満開橋	天神山自然公園北	船原橋	姫百合橋	東竜橋	
地点統一番号	1025501	1025701	1025801	1026051	1026201	1026701	1028751	1028753	
類型									
達成期間									
調査区分	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	
pH	最大	7.9	8.3	7.9	8.9	8.0	8.4	8.1	8.1
	最小	7.9	7.7	7.7	7.4	7.8	7.6	7.8	7.8
	m/n	/4	/4	/4	/4	/4	/4	/4	/4
	平均	7.9	8.0	7.8	8.1	7.9	8.1	7.9	8.0
DO	最大	10	10	10	15	10	9.8	11	11
	最小	7.7	7.7	7.9	9.6	8.0	7.7	7.9	8.3
	m/n	/4	/4	/4	/4	/4	/4	/4	/4
	平均	9.0	9.3	9	11	9.3	9.1	9.5	9.5
BOD	最大	1.4	2.3	2.4	1.1	2.0	1.9	0.6	2.5
	最小	0.6	0.8	0.8	0.5	0.9	0.5	<0.5	0.6
	m/n	/4	/4	/4	/4	/4	/4	/4	/4
	75%値	1.1	1.7	1.4	0.9	1.2	1.7	0.6	1.3
COD	最大	4.1	4.7	3.5	2.8	3.9	4.0	2.1	5.2
	最小	2.0	3.0	2.1	1.8	2.8	3.1	1.1	2.3
	m/n	/4	/4	/4	/4	/4	/4	/4	/4
	平均	3.0	3.8	3.0	2.3	3.2	3.5	1.7	3.3
SS	最大	11	5	5	9	7	5	3	14
	最小	2	1	3	1	5	3	<1	3
	m/n	/4	/4	/4	/4	/4	/4	/4	/4
	平均	6	3	4	6	6	4	2	7
大腸菌群数	最大	240000	240000	170000	46000	79000	49000	330	27000
	最小	2400	1700	79	490	11000	13000	33	7900
	m/n	/4	/4	/4	/4	/4	/4	/4	/4
	平均	69000	75000	79000	18000	38000	24000	140	17000
全窒素	最大								
	最小								
	m/n								
	平均								
全りん	最大								
	最小								
	m/n								
	平均								
全亜鉛	最大								
	最小								
	m/n								
	平均								
ノニルフェノール	最大								
	最小								
	m/n								
	平均								
LAS	最大								
	最小								
	m/n								
	平均								
底層DO	最大								
	最小								
	m/n								
	平均								

単位 (pH, m/n : なし、大腸菌群数 : MPN/100mL、その他 : mg/L)

※数値は日間平均値の最大・最小・平均 (BOD・CODは75%値)

資 3-8 (6) 地点別測定結果集計表 (生活環境項目)

水域名	細ヶ沢川	法華沢川	赤城大沼	
地点名	五反田橋	桃ノ木川 合流前	湖心	
地点統一番号	1028851	1028951	1050101	
類型			A	
達成期間			□	
調査区分	一般	一般	通年	
pH	最大	8.5	8.0	7.9
	最小	8.1	7.7	7.1
	m/n	/4	/4	0/6
	平均	8.3	8.0	7.4
BOD	最大	11	10	9.5
	最小	8.3	8.2	7.6
	m/n	/4	/4	0/6
	平均	9.5	9.1	8.4
COD	最大	1.8	5.8	2.6
	最小	0.8	<0.5	1.1
	m/n	/4	/4	/6
	75%値	1.2	2.0	2.2
SS	最大	4.7	7.3	4.6
	最小	2.7	2.0	3.8
	m/n	/4	/4	6/6
	平均	3.8	4.0	4.2
大腸菌 群数	最大	4	11	3
	最小	3	1	<1
	m/n	/4	/4	0/6
	平均	3	5	1
全窒素	最大	33000	70000	1100
	最小	2400	1300	2
	m/n	/4	/4	1/6
	平均	18000	33000	440
全りん	最大			0.50
	最小			0.21
	m/n			/6
	平均			0.39
全亜鉛	最大			0.039
	最小			0.009
	m/n			5/6
	平均			0.022
フルフェノール	最大			0.003
	最小			0.001
	m/n			0/6
	平均			0.002
LAS	最大			<0.00006
	最小			<0.00006
	m/n			0/1
	平均			<0.00006
底層D O	最大			<0.0006
	最小			<0.0006
	m/n			0/1
	平均			<0.0006
底層D O	最大			9.2
	最小			<0.5
	m/n			/6
	平均			2.9

単位 (pH, m/n : なし、大腸菌群数 : MPN/100mL、その他 : mg/L)

※数値は日間平均値の最大・最小・平均 (BOD・CODは75%値)

資3-9 年度別公共用水域水質測定結果 BOD

水域名 (河川名)	地点名	類型	BOD (mg/L)									
			H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
			75%値	75%値	75%値	75%値	75%値	75%値	75%値	75%値	75%値	75%値
桃ノ木川	筑井橋	B	2.0	1.1	1.8	1.6	1.1	1.2	1.2	1.2	1.3	1.0
桃ノ木川	北代田橋	B	0.5	0.5	0.6	0.6	0.7	0.6	0.8	0.6	0.6	0.9
桃ノ木川	大宝橋	B	0.6	0.8	0.7	0.9	0.9	0.7	1.3	0.9	0.9	0.9
桃ノ木川	桃ノ木橋	B	0.6	1.3	1.0	1.3	1.0	0.8	1.2	0.9	0.9	1.6
広瀬川	第2号放水 路制水門	B	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.5	<0.5	0.5	<0.5	0.6	0.5
広瀬川	十六本橋	B	<0.5	<0.5	0.7	<0.5	0.5	<0.5	<0.5	0.5	0.6	0.5
広瀬川	新貝橋	B	<0.5	<0.5	0.8	0.8	0.5	0.5	0.9	0.7	0.6	0.5
広瀬川	広瀬新橋	B	<0.5	<0.5	0.6	0.6	0.8	0.7	0.7	<0.5	0.6	0.8
広瀬川	新川橋	B	0.6	0.6	0.9	1.3	0.7	0.8	1.4	0.7	1.3	1.2
広瀬川	須永橋	B	0.9	0.9	0.9	1.4	0.8	0.7	1.1	1.5	0.9	0.9
荒砥川	奥原橋	A	6.0	6.7	6.1	6.2	3.6	5.3	4.7	3.7	5.9	3.1
荒砥川	上荒砥橋	A	2.9	3.9	4.3	2.6	4.8	2.9	3.3	3.3	2.4	5.8
荒砥川	木三橋	A	4.2	5.3	5.5	6.8	3.6	3.8	3.5	4.3	3.2	4.3
荒砥川	曲輪橋	A	6.8	5.4	7.2	6.4	4.5	3.6	6.2	3.8	4.6	6.1
荒砥川	赤城温泉郷北	A	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.5	0.5	0.5	1.9	0.8	0.5
荒砥川	観音橋	A	4.7	3.3	12	8.1	5.0	7.0	7.0	3.2	4.0	7.4
粕川	不動尊北	A	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.5	<0.5	0.6	<0.5	1.2	0.6
粕川	庚申橋	A	0.9	1.2	0.9	0.8	1.0	1.0	1.2	<0.5	1.1	1.0
粕川	粕川大橋	A	1.7	1.8	1.4	2.2	2.1	1.4	1.6	0.7	2.1	1.6
利根川	中央大橋	A	0.7	0.5	0.8	0.5	1.3	0.6	0.9	0.9	0.9	0.7
利根川	昭和大橋	A	0.5	<0.5	0.5	<0.5	1.0	0.6	0.9	0.9	0.7	0.8
藤沢川	上泉橋	—	1.4	2.2	1.9	1.9	2.3	1.5	2.8	1.4	1.7	2.3
寺沢川	牛橋	—	1.6	1.7	1.7	1.8	1.2	1.1	1.3	1.0	1.4	3.0
滝川	総社町 高架付近	—	0.5	0.6	6.9	1.2	1.5	0.6	1.1	1.0	0.9	0.7
滝川	川曲新橋	—	1.0	1.0	5.1	0.8	2.0	1.2	1.4	1.2	1.1	0.7
染谷川	妙見1号橋	—	2.6	2.8	3.6	2.9	4.2	2.3	3.2	3.4	2.9	1.8
染谷川	染谷橋	—	1.4	1.6	2.3	1.6	3.3	1.6	3.5	1.0	2.1	1.5
端気川	柳橋	—	<0.5	0.5	0.6	0.9	0.5	0.7	1.0	<0.5	0.7	0.8
端気川	樋之滝橋	—	0.9	1.1	1.5	1.3	1.4	2.1	1.4	1.6	1.3	1.2
菰川	清内橋	—	0.5	0.5	0.7	0.8	0.7	0.7	0.9	0.7	1.2	0.8
清水川	前原橋	—	0.8	1.0	1.3	3.0	1.0	1.2	1.3	1.1	1.3	1.5
八幡川	山澤橋	—	7.5	9.0	11	5.2	1.7	7.9	8.0	3.3	5.4	2.7
大穴川	荒砥川合流前	—	16	4.9	6.5	4.2	3.5	3.7	10	5.6	0.9	1.1
桂川	新中橋	—	1.6	1.5	1.2	1.2	2.0	1.1	2.0	0.9	1.9	1.7
神沢川	近戸橋	—	1.9	1.8	1.4	2.6	1.5	0.9	1.4	2.2	1.7	1.4
佐久間川	満開橋	—	0.6	0.9	0.8	1.1	1.7	1.1	0.8	0.8	1.2	0.9
鳴沢川	荒砥川合流前	—	1.2	1.0	0.9	1.6	1.3	1.0	1.8	0.8	1.7	1.2
山伏川	船原橋	—	0.9	1.0	1.2	1.2	1.1	0.8	1.3	<0.5	1.7	1.7
赤城白川	姫百合橋	—	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.5	0.5	0.8	0.6	0.9	0.6
赤城白川	東竜橋	—	1.7	1.4	1.4	1.6	1.5	1.1	1.5	0.7	1.0	1.3
細ヶ沢川	五反田橋	—	1.7	1.1	1.4	1.6	1.0	0.9	1.8	0.9	2.6	1.2
法華沢川	桃ノ木川 合流前	—	1.8	1.2	2.3	1.9	2.1	1.4	2.1	1.6	2.1	2.0

資3-10 年度別公共用水域水質測定結果 COD

水域名 (湖沼名)	地点名	類型	COD (mg/L)									
			H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
			75%値	75%値	75%値	75%値	75%値	75%値	75%値	75%値	75%値	75%値
赤城大沼	湖心	A	3.4	3.2	3.6	3.4	3.3	2.8	3.2	3.7	4.6	4.2

資3-11 地下水概況調査結果

メッシュ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	37
所在地	富士見町石井	敷島町	富士見町時沢	堀越町	粕川町月田	総社町総社	千代田町	龜泉町	粕川町深津	鳥羽町	六甲町	小島田町	力丸町	西大室町
井戸の深さ(m)	30	120	6	10	60	70	30	50	4	250	100	85	30	80
浅井戸深井戸の別	深井戸	深井戸	浅井戸	浅井戸	深井戸	深井戸	深井戸	深井戸	浅井戸	深井戸	深井戸	深井戸	深井戸	深井戸
用途	雑用水	養魚用水	農業用水	雑用水	花卉園芸	雑用水	親水用水	冷却用水	雑用水	雑用水	冷却用水	洗車用水	農業用水	農業用水
採取年月日	R1.12.6	R1.12.6	R1.12.6	R1.12.6	R1.12.6	R1.12.5	R1.12.5	R1.12.6	R1.12.6	R1.12.5	R1.12.5	R1.12.5	R1.12.5	R1.12.6
水温(℃)	15.5	16.5	17.2	19.0	18.8	16.0	16.1	17.5	16.5	22.0	17.5	13.3	16.5	16.5
透視度(cm)	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50
色相	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色
臭気	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し
検査項目	環境基準													
鉛	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
六価クロム	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
砒素	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
硫酸化ホウ素	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
硝酸化ホウ素	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
硝酸化炭素	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
1,2,3,4-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
1,1,1,2-テトラクロロエタン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,2,2-テトラクロロエタン	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006
1,1,1,2,2,2-ヘキサクロロエタン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
1,1,2,2-ジクロロエチレン	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006
シマジン	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
チオベンカホア	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
ピレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ホルム素	1	0.03	0.02	0.02	0.04	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.03	0.02	0.04	0.25
フッ素	0.02	0.03	0.03	0.02	0.07	0.02	0.06	0.03	0.02	0.03	0.24	0.10	0.21	0.16
硝酸性窒素	0.42	3.9	37	18	0.07	1.6	0.22	7.4	4.9	0.05	0.42	0.08	0.05	3.2
亜硝酸性窒素	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.43	3.9	37	18	0.08	1.6	0.23	7.4	4.9	0.06	0.43	0.09	0.06	3.2
クロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005

健康項目

資3-12 地下水定期モニタリング調査結果一覧表

(単位：mg/L)

所 在 地	採水年月日	トリクロエチレン	テトラクロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	1,1,2-トリクロロエタン
総社地区	前橋市総社町	R1.8.6 <0.0005	—	—	<0.002	0.010	—
		R2.2.14 <0.0005	—	—	<0.002	0.011	—
	前橋市総社町総社	R1.8.6 0.0010	—	—	<0.002	0.021	—
		R2.2.14 0.0019	—	—	<0.002	0.017	—
芳賀地区	前橋市鳥取町	R1.8.6 0.018	—	—	<0.002	<0.004	—
		R2.2.14 0.014	—	—	<0.002	<0.004	—
	前橋市小神明町	R1.8.6 0.0066	—	—	<0.002	0.050	—
		R2.2.19 0.0087	—	—	<0.002	0.049	—
六供地区	前橋市六供町	R1.8.6 0.0006	<0.0005	—	—	0.046	<0.0006
		R2.2.14 0.0007	<0.0005	—	—	0.042	<0.0006
	前橋市櫛島町	R1.8.6 <0.0005	<0.0005	—	—	0.029	<0.0006
		R2.2.14 0.0006	<0.0005	<0.0005	—	0.032	<0.0006
環境基準		0.01以下	0.01以下	1以下	0.1以下	0.04以下	0.006以下
水道水質基準		0.01以下	0.01以下	0.3以下(*)	0.1以下(*)	0.04以下	—

※管理目標設定項目であり、水質基準値ではなく目標値を設定している。

資3-13 場所別ダイオキシン類環境調査結果

(1) 河川ダイオキシン類環境調査結果

(単位：pg-TEQ/L)

番号	水域名	調査地点	毒性等量	水質環境基準値
1	桃ノ木川	笄井橋	0.050	1以下
2	滝川	川曲新橋	0.047	
3	染谷川	染谷橋	0.055	
4	粕川	粕川大橋	0.045	

(2) 河川ダイオキシン類（底質）環境調査結果

(単位：pg-TEQ/g)

番号	水域名	調査地点	毒性等量	環境基準値
1	桃ノ木川	笄井橋	0.61	150以下
2	染谷川	染谷橋	0.46	
3	八幡川	山澤橋	16	
4	粕川	粕川大橋	0.16	

(3) 地下水ダイオキシン類環境調査結果

(単位：pg-TEQ/L)

番号	調査地点	毒性等量	環境基準値
1	富士見町石井	0.042	1以下
2	敷島町	0.041	

資料4 騒音・振動関係資料

資4-1 騒音に係る環境基準（平成11年4月1日施行）

（単位：dB(A)）

地域の類型	基準値		備考
	昼間	夜間	
AA	50	40	特に静穏を要する地域
A	55	45	専ら住居の用に供される地域
2車線以上の道路に面する地域	60	55	
B	55	45	主に住居の用に供される地域
2車線以上の道路に面する地域	65	60	
C	60	50	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域
車線を有する道路に面する地域	65	60	

※計量は、A特性を用いる。評価手法は等価騒音レベルによるものとする。
 時間の区分は、昼間 6:00～22:00、夜間 22:00～翌朝 6:00 とする。
 道路に面する地域とは、道路交通騒音が支配的な音源である地域を指す。

資4-2 幹線交通を担う道路に近接する空間についての環境基準（騒音）

（単位：dB(A)）

基準値		備考
昼間	夜間	
70	65	個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間 45、夜間 40）によることができる。

※幹線交通を担う道路の指定（平成24年2月14日前橋市告示第72号）

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道（市町村道にあつては4車線以上の車線を有する区間に限る。）
- (2) (1)に掲げる道路のほか、道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第7条第1号に定める自動車専用道路

※幹線交通を担う道路に近接する空間の範囲

- (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：道路端から15メートルの範囲
- (2) 2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路：道路端から20メートルの範囲

資 4-3 地域の類型、区域の区分（騒音）

地域の類型	区域の区分	区 域 名
A	第 1 種区域	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた用途地域（以下「用途地域」という。）のうち第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域並びに鶴が谷町の区域
	第 2 種区域	用途地域のうち第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
B		用途地域のうち第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、市街化調整区域（多田山産業団地の一部（前橋市域）を除く）、大胡支所の所管区域のうち第 3 種区域を除く区域、宮城支所及び粕川支所の所管区域のうち前橋勢多都市計画区域であって、第 3 種区域を除く区域、富士見支所の所管区域
C	第 3 種区域	用途地域のうち近隣商業地域（富士見支所の所管区域内の近隣商業地域を除く）、商業地域、準工業地域の区域及び大胡支所の所管区域内の工業地域の区域、粕川支所の所管区域のうち主要地方道前橋大間々桐生線、県道深津伊勢崎線、東神沢川及び大正用水に囲まれた区域、多田山産業団地の一部（前橋市域）
	第 4 種区域	用途地域のうち工業地域（大胡支所の所管区域内の工業地域を除く）及び工業専用地域、朝倉工業団地、西善工業団地、東善・中内工業団地、中内第二工業団地、泉沢工業団地の区域

資 4-4 特定工場等に対する規制基準（騒音）

（単位：dB(A)）

時間の区分 区域の区分	昼 間	朝	夕	夜 間
	8:00～18:00	6:00～8:00	18:00～21:00	21:00～6:00
第 1 種区域	45	40		40
第 2 種区域	55	50		45
第 3 種区域	65	60		50
第 4 種区域	70	65		55

※ただし、第 2 種区域、第 3 種区域、第 4 種区域内に所在する次の施設の敷地の周囲おおむね 50m の区域内における基準は、上表で定める基準より 5dB 減じた基準値としている。

- 1 小学校、中学校、高等学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園
- 2 保育所
- 3 病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの
- 4 図書館
- 5 特別養護老人ホーム
- 6 幼保連携型認定こども園

資 4-5 区域の区分（振動）

振動の区域の区分	用 途 地 域
第 1 種区域	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた用途地域（以下「用途地域」という。）のうち第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域並びに鶴が谷町の区域
	用途地域のうち第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、市街化調整区域（多田山産業団地の一部（前橋市域）を除く）、大胡支所の所管区域のうち第 2 種区域を除く区域、宮城支所及び粕川支所の所管区域のうち前橋勢多都市計画区域であって、第 2 種区域を除く区域、富士見支所の所管区域
第 2 種区域	用途地域のうち近隣商業地域（富士見支所の所管区域内の近隣商業地域を除く）、商業地域、準工業地域の区域及び大胡支所の所管区域内の工業地域の区域、粕川支所の所管区域のうち主要地方道前橋大間々桐生線、県道深津伊勢崎線、東神沢川及び大正用水に囲まれた区域、多田山産業団地の一部（前橋市域）
	用途地域のうち工業地域（大胡支所の所管区域内の工業地域を除く）及び工業専用地域、朝倉工業団地、西善工業団地、東善・中内工業団地、中内第二工業団地、泉沢工業団地の区域

※振動規制法の第 1 種区域は、騒音規制法の第 1 種区域と第 2 種区域に該当
振動規制法の第 2 種区域は、騒音規制法の第 3 種区域と第 4 種区域に該当

資 4-6 特定工場等に対する規制基準（振動）

(単位: dB)

時間の区分 区域の区分	昼 間	夜 間
	8:00~19:00	19:00~8:00
第 1 種区域	65	55
第 2 種区域	70	65

※ただし、各区域に所在する次の施設の敷地の周囲おおむね 50m の区域内における基準は、上表で定める基準より 5dB 減じた基準値としている。

- 1 小学校、中学校、高等学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園
- 2 保育所
- 3 病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの
- 4 図書館
- 5 特別養護老人ホーム
- 6 幼保連携型認定こども園

資 4-7(1) 一般地域環境騒音測定結果

(単位：dB(A))

測定地点 番号	類 型	区域 区分 (種)	地 域 名	測定年度	基 準 時間帯	
					昼	夜
1	B	2	青梨子町	2019	45	38
2	A	2	総社町総社	2019	46	40
3	A	2	総社町植野	2017	49	40
4	B	2	大友町三丁目	2017	49	41
5	A	1	元総社町	2019	48	44
6	C	4	大渡町一丁目	2019	48	42
7	A	2	下石倉町（小相木町一丁目）	2017	47	41
8	A	1	大利根町二丁目	2016	45	45
9	A	2	箱田町	2019	46	40
10	C	3	江田町	2017	51	45
11	A	2	青柳町	2019	51	43
12	A	2	関根町三丁目	2017	51	45
13	C	3	荒牧町四丁目	2019	49	43
14	A	2	荒牧町	2018	46	38
15	A	2	上小出町一丁目	2019	49	41
16	B	2	文京町一丁目	2019	45	37
17	B	2	日吉町三丁目	2017	47	38
18	A	2	天川原町二丁目	2018	44	38
19	C	3	表町一丁目	2016	50	43
20	C	3	南町三丁目	2018	48	44

資 4-7 (2) 一般地域環境騒音測定結果

(単位 : dB(A))

測定地点 番号	類 型	区域 区分 (種)	地 域 名	測定年度	基 準 時間帯	
					昼	夜
21	C	3	六供町	2019	51	44
22	C	3	城東町三丁目	2017	49	43
23	A	2	山王町一丁目	2019	47	41
24	A	2	朝倉町四丁目	2017	47	43
25	A	2	東善町	2018	48	42
26	B	2	宮地町	2018	50	41
27	B	2	新堀町	2019	51	45
28	B	2	公田町	2017	47	41
29	A	1	高花台二丁目	2017	43	37
30	B	2	端気町	2018	45	39
31	B	2	金丸町	2017	43	30
32	B	2	西片貝町五丁目	2019	49	43
33	A	1	堤町	2016	46	40
34	B	2	下沖町	2018	41	35
35	B	2	上泉町	2018	43	37
36	A	2	駒形町	2017	50	47
37	C	4	上大島町	2019	54	46
38	B	2	女屋町	2018	51	33
39	A	1	鶴が谷町	2018	44	33
40	B	2	飯土井町	2019	44	40

資 4-7(3) 一般地域環境騒音測定結果

(単位：dB(A))

測定地点番号	類型	区域区分(種)	地域名	測定年度	基準時間帯	
					昼	夜
41	B	2	二之宮町	2017	46	41
42	B	2	今井町	2018	47	42
43	B	2	下大屋町	2019	49	36
44	B	2	堀越町	2018	40	34
45	C	3	大胡町	2018	45	37
46	B	2	鼻毛石町	2017	47	41
47	B	2	粕川町女渕	2018	44	38
48	A	2	富士見町小暮	2017	43	36
49	B	2	富士見町石井	2018	44	35
50	B	2	苗ヶ島町	2019	41	33

※市内 50 箇所を 3 年ローテーションで測定している。

資 4-8(1) 道路に面する地域環境騒音測定結果

(単位：dB(A))

番号	地域の類型	測定地点	測定年度	基準 時間帯	
				昼	夜
1	幹線交通 C 2車線以上	紅雲町一丁目 国道 17 号線	2007	69	65
2	幹線交通 C 2車線以上	朝日町四丁目 国道 50 号線	2017	70	65
3	幹線交通 C 2車線以上	若宮町二丁目 (主)前橋赤城線	2017	66	57
4	幹線交通 C 2車線以上	国領町二丁目 国道 17 号線	2007	69	65
5	幹線交通 B 2車線以上	今井町 国道 17 号線[上武国道]	2016	53	50
6	幹線交通 B 2車線以上	苗ヶ島町 (主)大胡赤城線	2017	60	51
7	幹線交通 B 2車線以上	粕川町女渕 (県)三夜沢国定停車場線	2016	66	57
8	幹線交通 B 2車線以上	富士見町小暮 (主)渋川大胡線	2017	68	62
9	幹線交通 B 2車線以上	小島田町 国道 50 号線	2007	69	67
10	幹線交通 C 2車線以上	神沢の森 (県)苗ヶ島飯土井線	2016	68	63
11	幹線交通 C 2車線以上	石倉町五丁目 総社石倉線	2017	69	62
12	幹線交通 B 2車線以上	馬場町 (県)上神梅大胡線	2016	68	60
13	幹線交通 B 2車線以上	上細井町 (主)前橋赤城線	2007	70	65
14	幹線交通 B 2車線以上	富士見町米野 (県)津久田停車場前橋線	2017	62	53
15	幹線交通 B 2車線以上	河原浜町 (県)上神梅大胡線	2016	64	56

資 4-8(2) 道路に面する地域環境騒音測定結果

(単位 : dB(A))

番号	地域の類型	測定地点	測定年度	基準 時間帯	
				昼	夜
16	幹線交通 C 2車線以上	総社町総社 (主)前橋伊香保線	2007	68	62
17	幹線交通 B 2車線以上	下佐鳥町 (主)高崎駒形線	2007	71	69
18	幹線交通 C 4車線以上	南町一丁目 市道江田天川線	2007	69	61
19	幹線交通 A 2車線以上	駒形町 北関東自動車道	2015	59	54
20	幹線交通 B 2車線以上	田口町 国道 17 号線	2019	71	64
21	幹線交通 B 2車線以上	文京町二丁目 (主)前橋館林線	2019	66	59
22	幹線交通 B 2車線以上	元総社町 (県)足門前橋線	2008	67	62
23	幹線交通 C 4車線以上	三俣町三丁目 市道東部環状線	2008	70	67
24	幹線交通 B 2車線以上	金丸町 国道 353 号線	2009	66	58
25	幹線交通 C 2車線以上	南町三丁目 前橋玉村線	2009	69	65
26	幹線交通 B 2車線以上	ぬで島町 (主)前橋長瀬線(バイパス)	2019	70	64
27	幹線交通 B 2車線以上	富田町 (県)藤岡大胡線	2019	68	61
28	幹線交通 A 2車線以上	堤町 (主)前橋西久保線	2019	67	60
29	幹線交通 C 2車線以上	川原町 南新井前橋線	2019	70	63
30	幹線交通 B 2車線以上	青梨子町 関越自動車道	2016	62	55

資 4-8(3) 道路に面する地域環境騒音の推移

(単位：dB(A))

番号	地域の類型	測定地点	測定年度	基準 時間帯	
				昼	夜
31	幹線交通 B 2 車線以上	泉沢町 (主)伊勢崎大胡線	2015	64	58
32	幹線交通 B 2 車線以上	二之宮町 国道 50 号線	2015	71	67
33	幹線交通 B 2 車線以上	茂木町 (主)前橋大間々桐生線	2015	70	64
34	幹線交通 C 2 車線以上	千代田町一丁目 (主)前橋安中富岡線	2015	69	65
35	幹線交通 B 2 車線以上	江木町 国道 17 号線[上武国道]	2018	65	63
36	幹線交通 B 2 車線以上	樋越町 (主)前橋大間々桐生線	2018	68	62
37	幹線交通 C 2 車線以上	岩神町 前橋箕郷線	2018	69	64
38	幹線交通 B 2 車線以上	粕川町女渕 (県)三夜沢国道停車場線	2011	64	54
39	幹線交通 B 2 車線以上	上新田町 (主)前橋長瀬線	2018	67	64
40	幹線交通 B 2 車線以上	北代田町 津久田停車場前橋線	2018	67	61
41	幹線交通 C 4 車線以上	問屋町二丁目 産業道路	2018	67	62
42	幹線交通 B 2 車線以上	馬場町 (県)上神梅大胡線	2011	67	60
43	幹線交通 B 2 車線以上	笄井町 国道 50 号線	2012	67	65
44	幹線交通 B 2 車線以上	上佐鳥町 前橋玉村線	2019	63	59
45	幹線交通 C 4 車線以上	三俣町三丁目 市道東部環状線	2015	69	64

※地域の類型のうち「幹線交通」は幹線交通を担う道路の指定（平成 11 年群馬県告示第 141 号）を受けた道路（高速自動車国道、一般国道、県道及び 4 車線以上の市道）に面する地域（2 車線以下の道路：道路端から 15m、2 車線を超える道路：道路端から 20m の距離に示す範囲）を表す。また、「2 車線以上」は「2 車線以上の車線を有する道路に面する地域」、「4 車線以上」は「4 車線以上の車線を有する道路に面する地域」をそれぞれ表す。

資 4-9 一般地域における騒音に係る環境基準達成率の推移

測定年度	地域の類型 (規制地域区分)	測定地点数	環境基準達成地点数 (達成率%)
2014 年度	A 類型 (1 種)	1	1 (100%)
	(2 種)	5	4 (80.0%)
	B 類型 (2 種)	7	7 (100%)
	C 類型 (3 種)	3	3 (100%)
	(4 種)	0	0 (-%)
		16	15 (93.8%)
2015 年度	A 類型 (1 種)	2	2 (100%)
	(2 種)	4	4 (100%)
	B 類型 (2 種)	7	7 (100%)
	C 類型 (3 種)	2	2 (100%)
	(4 種)	1	1 (100%)
		16	16 (100%)
2016 年度	A 類型 (1 種)	2	2 (100%)
	(2 種)	4	4 (100%)
	B 類型 (2 種)	8	8 (100%)
	C 類型 (3 種)	2	2 (100%)
	(4 種)	1	1 (100%)
		17	17 (100%)
2017 年度	A 類型 (1 種)	1	1 (100%)
	(2 種)	6	5 (83.3%)
	B 類型 (2 種)	6	6 (100%)
	C 類型 (3 種)	3	3 (100%)
	(4 種)	0	0 (100%)
		16	15 (93.8%)
2018 年度	A 類型 (1 種)	2	2 (100%)
	(2 種)	3	3 (100%)
	B 類型 (2 種)	9	9 (100%)
	C 類型 (3 種)	2	2 (100%)
	(4 種)	0	0 (100%)
		16	16 (100%)
2019 年度	A 類型 (1 種)	1	1 (100%)
	(2 種)	5	5 (100%)
	B 類型 (2 種)	7	7 (100%)
	C 類型 (3 種)	2	2 (100%)
	(4 種)	2	2 (100%)
		17	17 (100%)

資料5 特定施設届出状況

資5-1 令和元年度環境関係法令及び県条例に基づく特定事業場数

ア 公害関係法令及び県条例に基づく特定事業場数 (令和元年度末)

種別	区分	法 律	条 例	※合計事業場数
ばい煙		210	11	217
粉じん		18	241	257
水銀		7	-	7
ダイオキシン類		24	-	24
水質		648	0	648
騒音		620	3	620
振動		319	281	486
合 計				1,300

※ 法律および条例の両方に該当する重複分を考慮

イ 公害防止管理者等選任事業場 (令和元年度末)

公害防止統括者を選任している事業場	39
公害防止管理者を選任している事業場	42
公害防止責任者を選任している事業場	104

資5-2 令和元年度環境関係法令及び県条例に基づく届出件数

区分		種類	設置	構造等 変更	数変更	廃止	氏名等 変更	承継	形質 変更等	報告書	計
大気	ばい煙	法律	11	2	-	13	21	0	-	-	47
		条例	1	0	-	1	1	0	-	-	3
	粉じん	法律	0	0	-	0	2	0	-	-	2
		条例	3	1	-	4	8	0	-	-	16
	水銀	法律	1	0	-	0	0	0	-	-	1
水質	法律	20	7	-	13	34	1	-	-	75	
	条例	0	0	-	0	0	0	-	-	0	
騒音	法律	4	0	5	3	34	0	-	-	46	
	条例	0	-	0	0	1	0	-	-	1	
振動	法律	3	-	6	1	19	0	-	-	29	
	条例	0	-	2	0	25	0	-	-	27	
土壌	法律	-	-	-	-	-	-	23	26	49	
ダイオキシン	法律	2	0	-	2	5	0	-	12	21	
計			45	10	13	37	150	1	23	38	317

(特定建設作業関係)

区 分		計	合 計
騒 音	法律	40	40
振 動	法律	32	42
	条例	10	

(公害防止組織関係) ※代理者を含む

	選 任	解 任
公害防止統括者	4	3
公害防止管理者	10	9
公害防止責任者	6	4
計	20	16

(特定粉じん排出等作業)

作業実施届出数	23
---------	----

(大気汚染)

資 5-3 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の工場・事業場数及び施設数

施設番号	ば い 煙 発 生 施 設 名	工場・事業場数	施設数
1	ボイラー	127	397
5	溶解炉（金属の精錬または鍛造用）	3	5
6	加熱炉（金属の鍛練、圧延、熱処理用）	4	24
11	乾燥炉	15	29
13	廃棄物焼却炉	7	11
24	溶解炉（鉛の第2次精錬用）	1	4
計		※148	470

資 5-4 大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設の工場・事業場数及び施設数

施設番号	一 般 粉 じ ん 発 生 施 設 名	工場・事業場数	施設数
1	コークス炉	0	0
2	鉱物又は土石の堆積場	10	10
3	鉱物、土石又はセメントの用に供するベルトコンベア及びバケットコンベア	9	37
4	鉱物、土石又はセメントの用に供する破砕機及び磨砕機	10	18
5	鉱物、土石又はセメントの用に供するふるい	3	4
計		※18	69

※重複有り（1つの工場・事業場に施設が複数設置されている。）

資 5-5(1) 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数

施設 番号	水 質 特 定 施 設 名	50m ³ /日以上		30m ³ /日以上		10m ³ /日以上		10m ³ /日未満		計
			うち有 害物質 を排出		うち有 害物質 を排出		うち有 害物質 を排出		うち有 害物質 を排出	
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	4	0	4	0	13	0	108	0	129
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	2	0	2	0	0	0	6	0	10
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	5	0	1	0	1	0	6	0	13
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	2	0	2
8	パン若しくは菓子の製造業又は製めん業の用に供する施設	0	0	1	0	0	0	0	0	1
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	0	0	0	0	0	0	1	0	1
10	飲料製造業の用に供する施設	1	0	1	0	1	0	2	0	5
11	動物系飼料又は有機肥料の製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	2	0	2
12	動植物油脂製造業の用に供する施設	1	0	0	0	0	0	0	0	1
14	でん粉又は加工でん粉の製造業の用に供する施設	1	0	0	0	0	0	0	0	1
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	3	0	0	0	2	0	2	0	7
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する施設	6	0	1	0	1	0	18	0	26
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設	6	0	0	0	2	0	0	0	8
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	0	0	0	0	1	0	1	0	2
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	0	0	0	0	0	0	1	0	1
22	木材薬品処理業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	2	0	2
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	1	0	1
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	0	0	0	0	2	0	4	0	6
47	医薬品製造業の用に供する施設	1	1	0	0	0	0	0	0	1
52	皮革製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	1	0	1
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設	0	0	0	0	0	0	3	0	3
54	セメント製品製造業の用に供する施設	0	0	1	0	0	0	3	0	4
55	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	0	0	0	0	0	0	4	0	4
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	2	0	0	0	0	0	5	1	7
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道のうちの浄水施設	0	0	0	0	1	0	1	0	2
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	8	6	0	0	4	1	6	3	18

資 5-5(2) 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数

施設 番号	水 質 特 定 施 設 名	50m ³ /日以上		30m ³ /日以上		10m ³ /日以上		10m ³ /日未満		計
			うち有 害物質 を排出		うち有 害物質 を排出		うち有 害物質 を排出		うち有 害物質 を排出	
66	電気めつき施設	1	1	2	2	0	0	0	0	3
66-3	旅館業の用に供する施設	3	0	7	0	15	0	56	0	81
66-4	共同調理場に設置されるちゅう房施設	4	0	0	0	2	0	1	0	7
66-5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	4	0	0	0	0	0	0	0	4
66-6	飲食店に設置されるちゅう房施設	3	0	2	0	2	0	0	0	7
67	洗たく業の用に供する洗浄施設	3	0	2	1	0	0	53	4	58
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	0	0	0	0	0	0	6	1	6
68-2	病院	3	1	0	0	0	0	0	0	3
69-3	地方卸売市場	1	0	0	0	0	0	0	0	1
70-2	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設	0	0	2	1	2	0	4	0	8
71	自動式車両洗浄施設	1	0	1	0	12	0	108	0	122
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で総理府令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設	3	3	3	4	6	3	17	9	29
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1	0	0	0	1	0	2	0	4
71-4	産業廃棄物処理施設のうち、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者が設置するもの	1	0	0	0	0	0	1	0	2
71-5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設	0	0	0	0	1	1	0	0	1
72	し尿処理施設	40	0	1	0	1	0	0	0	42
73	下水道終末処理施設	2	0	0	0	0	0	0	0	2
74	特定事業場から排出される水の処理施設	1	0	0	0	0	0	0	0	1
小 計		111		31		70		427		639
		12		8		5		18		43
有害物質使用特定事業場（法第5条第3項関係）										4
										4
合 計										643
										47

資 5-6 水質汚濁防止法に基づく有害物質貯蔵指定事業場数

	事業場数
有害物質貯蔵指定事業場	4

資 5-7 騒音規制法に基づく特定事業場数

施設番号	騒音特定施設名	工場・事業場数
1	金属加工機械 液圧プレス、機械プレス、など	98
2	空気圧縮機及び送風機	432
3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	21
5	建設用資材製造機械 コンクリートプラント、アスファルトプラント	13
6	穀物用製粉機	1
7	木材加工機械 チップパー、帯のこ盤、丸のこ盤、かんな盤 など	174
9	印刷機械	55
10	合成樹脂用射出成形機	16
11	鋳造型造機	1
計		※659

資 5-8 群馬県の生活環境を保全する条例に基づく騒音特定事業場数

施設番号	騒音特定施設名	工場・事業場数
3	ダイカストマシン	3
計		3

資 5-9 振動規制法に基づく特定事業場数

施設番号	振動特定施設名	工場・事業場数
1	金属加工機械 液圧プレス、機械プレス など	94
2	圧縮機	240
3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	21
5	コンクリートブロックマシン並びにコンクリート管製造機械 及びコンクリート柱製造機械	1
6	木材加工機械 ドラムバーカー、チップパー	17
7	印刷機械	28
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	2
9	合成樹脂用射出成形機	15
10	鋳造製造機	1
計		※333

資 5-10 群馬県の生活環境を保全する条例に基づく振動特定事業場数

施設番号	振動特定施設名	工場・事業場数
2	送風機	303
5	ダイカストマシン	3
計		※305

※重複有り（1つの工場・事業場に施設が複数設置されている。）

資料6 前橋市環境基本条例

平成12年前橋市条例第19号
最終改訂 平成12年前橋市条例第60号

前 文

私たちのまち前橋は、雄大な赤城山を背景に利根川、広瀬川、桃ノ木川などの美しい流れと緑豊かな自然に恵まれ、市民の情熱とたゆまぬ努力により、北関東の中核都市として発展を遂げてきた。

しかしながら、本市においても、都市化の進展により、身近な自然が減少するとともに、大気汚染や水質汚濁あるいは廃棄物の増加などの環境問題が生じている。

また、私たちの日常生活や事業活動における便利さや豊かさの追求は、地球の温暖化やオゾン層の破壊など、地球環境に大きな負荷を与え、人類の存在基盤そのものを脅かすまでになっている。

もとより、恵み豊かな環境を享受することは、健康で文化的な生活を営む上での市民の権利であり、この環境を守り、育て、将来の世代に継承していくことは、私たちの責務でもある。

私たちは、自らの活動が私たちのまちや私たちと密接なつながりのある地域の環境、ひいては地球環境に与える影響の重大さを認識し、市、市民及び事業者が相互に協力しあって、環境への負荷の少ない循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築を目指さなければならない。

そこで、私たちは、恵み豊かな環境を保全していくとともに、より良い環境を築き、人と自然が共生する環境・文化都市の創造を目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、良好な環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、良好な環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

- (3) 典型7公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭をいう。

(基本理念)

第3条 良好な環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ文化的な生活を営む上で必要とする環境を確保するとともに、環境の恵みが将来の世代に引き継がれるように適切に行われなければならない。

- 2 良好な環境の保全及び創造は、人と自然が共生することができ、かつ、環境への負荷が少ない循環を基調とした持続的に発展することができる社会の構築を目指して、市、市民及び事業者がそれぞれの責務に応じた役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

- 3 地球環境保全は、市、市民及び事業者のすべてが自らの課題であることを認識し、それぞれの日常生活及び事業活動において、相互に協力し、及び連携して推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、良好な環境の保全及び創造に関し、地域の自然的・社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及びその実施に努めるものとする。

- 2 市は、基本理念にのっとり、自らの事業活動に伴う環境への負荷の低減に率先して努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷の低減に自ら積極的に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、良好な環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たり、自らの責任において、これに伴って生ずる公害の防止を図り、かつ、廃棄物を適正に処理し、環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たり、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動において、環境に配慮した原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、良好な環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

(環境への配慮の推進)

第7条 環境に著しい影響を与える土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を計画する者(環境影響評価法(平成9年法律第81号)及び群馬県環境影響評価条例(平成11年群馬県条例第19号)の適用を受ける事業を実施する者を除く。)は、その計画の立案に当たつ

ては、環境影響評価法その他関係法令の規定に準拠して、良好な環境の保全及び創造に努めるものとする。

(年次状況書)

第8条 市長は、毎年度、環境の現状と良好な環境の保全及び創造に関して講じた施策について状況書を作成し、これを公表するものとする。

第2章 良好な環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項

(基本方針)

第9条 良好な環境の保全及び創造に関する基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 典型7公害を含めた都市型公害の改善が進み、新たな環境汚染の発生が未然に防止されるまちづくりを行うこと。
- (2) 多様な生態系が維持され、市民に潤いと安らぎを与える自然環境が守られ、はぐくまれるまちづくりを行うこと。
- (3) 水と緑、歴史等の環境資源を有効に活用し、快適な環境が創出されるまちづくりを行うこと。
- (4) 地球規模の考えを持ち、環境への負荷の低減や循環型都市の形成に向けた取組が市内各所で行われるまちづくりを行うこと。
- (5) 市民及び事業者が主体的に良好な環境の保全及び創造に関する活動に参加するまちづくりを行うこと。

(環境基本計画)

第10条 市長は、前条の基本方針に基づき、前橋市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めるものとする。

- 2 環境基本計画は、良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標、施策の方向、配慮指針その他の必要な事項について定めるものとする。
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ前橋市環境審議会の意見を聴くものとする。
- 5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策と環境基本計画との整合)

第11条 市は、環境に影響を及ぼすと思われる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

(市民等の意見を聴くための措置)

第12条 市は、良好な環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たり、必要があると認めるときは、市民及び事業者の意見を聴くための措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第13条 市は、良好な環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

(規制の措置)

第14条 市は、良好な環境の保全及び創造を図るため、必要があると認めるときは、地域の特性、規制の効果及び影響等を考慮し、適切な規制の措置を講ずるものとする。

(経済的措置)

第15条 市は、市民及び事業者が自ら行う環境への負荷の低減に係る施設の整備その他の良好な環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、必要があると認めるときは、経済的な助成措置を講ずるように努めるものとする。

(施設の整備等)

第16条 市は、一般廃棄物処理施設、公共下水道等環境の保全に資する公共施設の整備その他の環境の保全上の支障を防止するための事業の推進に努めるものとする。

2 市は、地域の特性及び環境資源をいかした良好な環境を創造するための公共施設の整備に努めるものとする。

(環境に関する教育及び学習)

第17条 市は、市民及び事業者が良好な環境の保全及び創造に関する理解を深め、これらの者の自発的な環境への負荷の低減等良好な環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲の増進を図るため、環境に関する教育及び学習の振興について必要な措置を講ずるものとする。

(自発的活動の支援)

第18条 市は、市民及び事業者が自発的に行う良好な環境の保全及び創造に関する活動を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第19条 市は、良好な環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、良好な環境の保全及び創造に関する必要な情報の提供に努めるものとする。

(調査及び研究)

第20条 市は、環境の現状の把握、環境の変化の予測その他良好な環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な事項の調査及び研究を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第21条 市は、良好な環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するため、環境の状況の把握に必要な監視、測定等の体制を整備するものとする。

第3章 地球環境保全の推進

第22条 市は、地域の良好な環境の保全及び創造を通じて地球環境保全に貢献することを基本とし、市民及び事業者と協働して地球環境保全に関する施策を推進するものとする。

2 市は、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第4章 環境審議会

第23条 良好な環境の保全及び創造に関する基本的事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、前橋市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員20人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市民

(2) 事業者

(3) 学識経験を有する者

(4) 行政機関の職員

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 6 審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 7 前各号に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 前橋市環境審議会条例(平成6年前橋市条例第35号)は、廃止する。

資料7 環境・公害関係用語

1 環境一般

公害…事業活動その他、人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいいます。また、以上の7つの公害を通常「典型7公害」と呼んでいます。

環境基準…大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音及び振動に係る環境上の条件について、人の健康の保護及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準として、環境基本法で定められています。

環境影響評価(アセスメント)…開発行為の実施に先立ち、生態系その他の環境に与える影響を予測、評価し、予防策や代替案を検討することをいいます。開発行為の環境に対する影響を事前に予知し、その悪影響を防止、制御することを目的として実施するものです。

用途地域…都市計画法に基づき、建築の制限がかかる地域の名称です。第一種低層住居専用、第二種低層住居専用、第一種中高層住居専用、第二種中高層住居専用、第一種住居、第二種住居、準住居、近隣商業、商業、準工業、工業、工業専用及び田園住居の13地域が定められていますが、このうち本市では、第二種低層住居専用地域及び田園住居を除く11用途の指定となっています。なお、騒音、振動及び悪臭に係る規制は、用途地域により規制区域、基準値が定められています。

ppm(parts per million)…100万分の1を示す単位で、大気汚染や悪臭の汚染濃度や含有率を表示するのに使用する単位です。1ppmとは、1m³の中に汚染物質が1cm³含まれていることを示します。

μg(マイクログラム)…1μgは1×10⁻⁶g(100万分の1グラム)を表します。

ng(ナノグラム)…1ngは1×10⁻⁹g(10億分の1グラム)を表します。

pg(ピコグラム)…1pgは1×10⁻¹²g(1兆分の1グラム)を表します。

2 大気・水質関係

ばい煙…物の燃焼などに伴い発生する硫黄酸化物、ばいじんその他の窒素酸化物など有害物質をいいます。

硫黄酸化物(SOx)…重油など硫黄分を含む化石燃料が燃焼して生じた二酸化硫黄、三酸化硫黄などの総称です。無色の刺激性の強い気体で粘膜や呼吸器を刺激し、慢性気管支炎など呼吸器系疾患の原因となります。上空で酸化されると硫

酸塩となり、大気中の雨に溶けて酸性雨の原因になると考えられています。産業由来のほか火山ガスにも含まれています。

K値規制…固定発生源の硫黄酸化物排出規制における数値です。

窒素酸化物(NOx)…燃焼一般に伴って発生し、燃焼段階で燃料中の窒素の酸化や、空気中の窒素が酸化されることで生成される物質で、一酸化窒素、二酸化窒素などの総称です。発生源として自動車、ボイラーなど広範囲にわたっており、二酸化窒素は肺深部及び肺毛細管まで侵入するため、肺に対する毒性が強い物質です。大気中で酸化され硝酸塩となり、雨水に溶けると酸性雨になるとされています。

塩化水素(HCl)…石油中に含まれる少量の塩素や大量に廃棄されているプラスチック(ポリ塩化ビニルなど)の中に含まれる塩素がその燃焼に伴って放出されたもの。

粉じん…物の粉砕・選別その他機械的処理または堆積に伴い発生・飛散する物質を粉じんといいます。粉じんのうちアスベスト(石綿)は健康に係る被害を生じるおそれがある特定粉じんといい、その他の粉じん(一般粉じん)と区別しています。

浮遊粒子状物質(spm)…微粒子の大きさが10μm以下のものを浮遊粒子状物質といいます。発生源は土砂等の飛散、固体物質の破砕によるもの、また燃焼過程から出るものなど多種多様です。これら比較的長期間大気中に滞留して呼吸器系深部まで侵入し肺胞に残留するなど悪影響を与えます。

微小粒子状物質(PM2.5)…大気中に浮遊する粒子状物質のうち特に粒子の小さいもののことです。(粒径2.5マイクロメートル以下の微小粒子状物質)

降下ばいじん…大気中に浮遊する粒子状物質のうち、比較的粒径が大きく、自重または雨水に含まれて降下するもののことです。

光化学オキシダント…大気中の窒素酸化物、炭化水素などが強い紫外線により光化学反応を起こして生じる、オゾン(O₃)やパーオキシアシルナイトレート(PAN)などの酸化性物質(オキシダント)の総称です。強力な酸化作用を持ち、健康被害を引き起こす大気汚染物質です。

酸性雨…大気中に排出された硫黄酸化物、窒素酸化物などが空気中の水分あるいは雨と作用し、雨水が酸性化されたもので、通常大気中の二酸化炭素が雨水に溶けて飽和になったときのpH=5.6より低い場合をいいます。

Nm³(Nm³/h)…(1時間当たりの)排出ガス量(気体量)を表す単位で、温度が零度、圧力が1気圧の

状態に換算したガス量のことです。

一酸化炭素(NO)…酸素不足の状態でものが燃焼する際(不完全燃焼)、発生する無色・無臭の気体であり、血液中のヘモグロビンと結合しカルボニルヘモグロビンを形成して酸素運搬を阻害し、中枢・末梢神経の麻痺症状を起こさせます。主な発生源は、自動車の排出ガスや化石燃料を使用する施設があります。

ダイオキシン…一般に、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)の総称。ダイオキシン類対策特別措置法においては、上記のPCDD及びPCDFに加えて、コプラナーPCBを含めて“ダイオキシン類”と定義されています。200種類以上の異性体のうち毒性があるとされているのは29種類です。ダイオキシン類は、ごみの焼却や火葬場、森林火災、火山活動等で発生します。

ポリ塩化ビフェニル(PCB)…不燃性で、化学的にも安定しており、熱安定性にもすぐれた物質で、その使用範囲は、絶縁油、潤滑油・ノンカーボン紙など多方面です。カネミ油症事件でその毒性の強さが認識されました。

内分泌かく乱化学物質(環境ホルモン)…人や野生生物の内分泌作用に支障をきたすことによる生殖機能の阻害や、悪性の腫瘍等を引き起こす可能性のある化学物質のことをいいます。これらの物質はプラスチックの可塑剤や農薬等に用いられています。

トリクロロエチレン(C₂HCl₃)…臭気のある無色の液体、不燃性で有毒。有機溶媒に溶けます。ゴム、樹脂、塗装の有効な溶剤です。

テトラクロロエチレン(C₂Cl₄)…無色の液体。不燃性で金属を侵食せず、洗浄剤、脂肪や樹脂の溶剤として使われます。

ベンゼン(C₆H₆)…無色の液体。特有の臭気を持ち、燃えやすく有毒。発ガン性が指摘されており白血病の原因となります。溶媒としてまた芳香族化合物合成の原料として広い用途があります。

クロロエチレン(C₂H₃Cl)…無色の気体。ポリ塩化ビニル、塩化ビニリデン-塩化ビニル共重合体、アクリロニトリル-塩化ビニル共重合体、酢酸ビニル-塩化ビニル共重合体等の製造に用いるほか、塩化ビニリデンの原料となります。

トリクロロメタン(CHCl₃)…無色の液体で、蒸気には甘味があり、麻酔作用があります。麻酔剤および溶媒として用います。紫外線等により徐々に分解し、有毒なホスゲンを生じます。このため着色びんに密栓して光線をさえぎって貯蔵する必要があり、またホスゲンの生成を防ぐため、市販品にはふつう0.5~1%のエチルアルコールが安定剤として加えてあります。発ガン性が指

摘されています。クロロホルムとも呼ばれています。

ジクロロメタン(CH₂Cl₂)…メタンの2塩素置換体。トリクロロエチレン等の代替溶剤等に使われています。

1,3-ブタジエン(CH₂=CHCH=CH₂)…無色無臭の可燃性気体。アルミナー酸化クロムなどの触媒でn-ブタン、ブテンを脱水素するか、または石油留分を熱分解して得られます。スチレン-ブタジエンゴムなどの種々の合成ゴムの原料として使います。

アクリロニトリル(C₃H₃N)…特異臭をもつ無色の液体で猛毒。発ガン性が指摘されています。ふつうの有機溶媒と混ざります。空気と混和すると爆発します(3~17%)。重合しやすいので合成繊維あるいは合成ゴム、合成樹脂として用いられるほか、グルタミン酸ナトリウムや還元2量化によるアジポニトリルなどの合成原料となります。

1,2-ジクロロエタン(ClCH₂CH₂Cl)…エタンの2塩素置換体。1,1-ジクロロエタンとは構造異性体。塩化ビニルモノマー等の原料、溶剤等に使われています。塩化エチレンとも呼ばれています。

1,1,1-トリクロロエタン(CCl₃CH₃)…金属の常温洗浄、ドライクリーニング用溶剤等に使われています。大気中で比較的安定で広域に飛散し、オゾン層破壊の原因物質の一つといわれています。

1,1,2-トリクロロエタン(CHCl₂CH₂Cl)…溶剤、1,1-ジクロロエチレンの原料、粘着剤等に使われています。

1,1-ジクロロエチレン(Cl₂C=CH₂)…塩化ビニリデン樹脂の原料に使われています。トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタンの分解により生成します。

シス-1,2-ジクロロエチレン(ClHC=CHCl)…溶剤、染色抽出剤等に使われています。トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンから還元状態で生成するといわれています。

1,3-ジクロロプロペン(ClCH=CHCH₂Cl)…土壌くん蒸剤、殺線虫剤におもに使われています。

アセトアルデヒド(C₂H₄O)…刺激臭を持つ無色の液体。希アルカリの作用でアルドール縮合をおこしてアルドールを生じ、濃アルカリと加熱するとアルデヒド樹脂と呼ぶ褐色の物質となります。

ホルムアルデヒド(CH₂O)…刺激臭のある無色の気体。3%水溶液はホルマリンといい、殺菌防腐剤として用いられます。皮革製造や写真乾板を作る際に用いられます。またベークライトなどのようなフェノール樹脂をつくるなどの用途があります。発ガン性が指摘されています。

ニッケル(Ni)…銀白色、鉄と同様に延性、展性に富み、鍛造、鍛接ができます。強磁性。空気、湿気に対して鉄よりも安定。微粉末は発火性。高温で塩素、臭素と作用します。一酸化炭素と反応して猛毒のテトラカルボニルニッケルを生成します。塩酸、硫酸、希硝酸に溶けますが濃硫酸には不動態をつくり侵されません。アルカリ水溶液に溶けません。ステンレス鋼材、超ニッケル合金（耐食、断熱材として重要）、ニッケル合金の原料となります。また、メッキにも使用されます。さらに、触媒としての用途もあります。

ベリリウム(Be)…銀白色、常温ではもろいが、高温で延性、展性があります。化学的性質はマグネシウムあるいはアルミニウムに類似。空気中では表面だけが酸化されて皮膜をつくります。高温では速やかに酸化されます。粉末なら燃焼します。水素とは1000℃以上でも反応しません。ベリリウム-銅合金、X線管の窓、原子炉減速材などに用います。特に粉じんは猛毒です。

マンガン(Mn)…銀白色の金属。温度によって結晶構造が変化します。空気中では表面が酸化されます。高温では四塩化三マンガンを生成。粉末は強熱すると発火することもあります。多くの元素と直接作用します。水とは徐々に反応。酸に易溶。銅の脱酸剤、脱硫剤、銅アルミニウムなどの合金の添加元素。マンガニン、モネルなどの合金成分として使用します。

クロム(Cr)…銀白色。常温では安定で空気、水に作用されません。600~900℃に熱すると酸化皮膜を生じます。強熱すればハロゲン、窒素と直接に反応します。塩酸、希硫酸に可溶。濃硝酸、王水に対しては不動態となります。各種合金（ステンレス鋼、耐熱合金など）製造のほか、めっきにも広く用いられます。可溶性化合物は一般に体内に入ったり粘膜に触れたりすると毒性を示します。特に6価のクロムは強い毒性を示します。

ヒ素(As)…灰色、黄色、黒色の3種の同素体があります。化学的性質はリンに類似しており、常温の空気中では変化しません。400℃で青白い炎をあげて燃え、酸化ヒ素(III)となります。濃硫酸、濃硝酸に溶け、亜ヒ酸、ヒ酸となります。単体（蒸気や粉じん）、ヒ素化合物とも猛毒です。GaAs、InAsなどの化合物半導体の成分、鉛、銅の合金成分として用いられます。

シアン(CN)…青酸カリ等で知られる有害物質であり、メッキ工場、金属精錬加工所等で使用されており、ガス体のものはシアン化水素(HCN)となります。

鉛(Pb)…軟質金属で、ガス管、蓄電池等に使用され

ています。主な発生源は、鉛精錬工場、化学工場、ガラス製品製造工場、蓄電池工場、メッキ工場等です。人体に対する毒性は、急性的なものより累積的毒性ですが、大量の鉛が体内に入ると急性中毒を起こして、腹痛、嘔吐、下痢等の症状が現れます。

カドミウム(Cd)…やや青みをおびた銀白色の金属で、亜鉛鉱物に伴って少量産出します。主な発生源は、亜鉛冶金工場、カドミウム精錬工場等です。カドミウムは体内に累積性があり、肝臓及び腎臓障害を生じます。

セレン(Se)…灰色の光沢のある固体であり、室温で安定しています。ガラス、半導体材料などに使われています。魚介類への濃縮性は低いとされています。

総水銀(T-Hg)…有機、無機、金属など、水銀全体の化合物のことをいいます。

アルキル水銀(R-Hg)…メチル水銀などの有機水銀で水俣病の原因とされており、アルキル水銀を含む魚介類を長期に摂取すると、慢性中毒となり、知覚、聴覚、言語障害、視野の狭さく、手足の麻痺などの中枢神経障害などを起こす場合もあります。

有機リン(R-P)…水質汚濁防止法で健康項目として取り上げていましたが、現在は農薬のうちEPNだけが、要監視項目として指定されています。有機リンは浸透力が強く体内に取り込まれると、頭痛、めまい、手足のしびれなどの症状があります。

チウラム(C₆H₁₂N₂S₄)…硫黄殺菌剤として広く使われています。農薬のほかに、ゴムの加硫促進剤として使われています。

シマジン(C₇H₁₂ClN₅)…トリアジン系除草剤として、野菜、豆類、芝等に使われています。

チオベンカルブ(C₁₂H₁₆ClNOS)…チオールカバメート系除草剤として、稲、野菜、豆類等に使われています。

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素…窒素化合物のうち、硝酸性塩として含まれている窒素で、窒素肥料や家畜のふん尿、工場排水等に含まれる窒素が環境中で微生物に分解されて生成する硝酸性窒素と中間生成物の亜硝酸性窒素があります。硝酸性窒素は体内で亜硝酸性窒素に還元され、亜硝酸性窒素は血液中のヘモグロビンと結合し酸欠状態となる「メトヘモグロビン血症」を引き起こします。

ふっ素(F)…非金属元素のハロゲン元素に属し、地殻の構成要素であるため自然界に普遍的に存在し、海水、温泉水、河川水、地下水や多くの食品や歯磨き粉にも含まれています。WHOで人にとっての必須元素に認定されていますが、過剰

に摂取すると歯や骨に悪影響を与えます。

ほう素(B)…高融点かつ高沸点な硬くてもろい固体で、金属元素と非金属元素の中間の性質を示す半金属元素です。人や動物に対しては食塩と同程度に無毒な物質ですが、植物では高濃度のほう素を含む土壌では葉の壊死などの障害が発生し、昆虫に対しては強い毒性があります。

1,4-ジオキサン(C₄H₈O₂)…常温常圧において無色透明の液状有機化合物で、水と混合し易い性質を持っています。また、可燃性があり危険物第4類に指定されています。環境中では分解しにくく、動物に対する急性毒性が認められています。

公共用水域…河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいいます。

一般項目(生活環境項目)…水質汚濁に係る環境基準のうち、「生活環境の保全に関する環境基準」に定められている項目を指し、河川の場合は、pH、BOD、SS、DO、大腸菌群数となっており、海域の場合は、pH、COD、SS、DO、n-ヘキサン抽出物質(油分)となっています。

健康項目…水質汚濁に係る環境基準のうち、「人の健康の保護に関する環境基準」に定められているシアン、アルキル水銀、カドミウム、鉛、クロム(6価)、ヒ素、総水銀、PCB等、全27項目です。これらの物質は、慢性あるいは、急性毒性が強く、人の健康を阻害する物質です。

水素イオン濃度(pH)…水の酸性あるいはアルカリ性の程度を示す指標であり、水素イオン濃度の逆数の常用対数をpH単位としてあらわすものをいいます。pH7で中性を、それ以下は酸性、それ以上はアルカリ性を示します。

生物化学的酸素要求量(BOD)…水中の汚濁物が水中のバクテリアによって分解されるときに必要な酸素の量をいい、水質汚濁が著しいほど数値が大きくなります。河川の汚濁状況を表すときに用いられます。

化学的酸素要求量(COD)…水中の有機物を化学的に酸化するときに必要な酸素の量をいい、BODと同様に水質汚濁の指標とされ、水質汚濁が著しいほど数値が大きくなります。海域及び湖沼の汚濁状況をあらわすときに用いられます。

溶存酸素(DO)…水の自浄作用や水生生物の生存に必要なとされる酸素が水中に溶けている量です。水質汚濁が著しいほど数値が小さくなりますが、富栄養化した湖沼などでは藻類の炭酸同化作用により高い数値を示すこともあります。

浮遊物質(SS)…水中に浮遊する物質の量をいいます。各種排水からの不溶性物質などからなり、数値が大きいほど水質汚濁が著しく、水の濁り

の原因となり、SSが大きくなると魚類に対する影響があらわれます。

大腸菌群数…乳糖を分解し、酸とガスを形成する好気性又は嫌気性の菌をいいます。

大腸菌が水中に存在することは、人畜のし尿などで汚染されている可能性を示すものです。

ノルマルヘキサン抽出物質…ノルマルヘキサンにより抽出される、水中に含まれる親油性の有機物質の総称で、通称油分と呼ばれます。

3 騒音・振動関係

特定建設作業…建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音、振動を発生するもので、政令で指定された「作業」のことです。

騒音レベル…JISC1502(普通騒音計)で測定した聴感補正済の騒音レベル、単位はdB(A)(デシベル)です。

振動レベル…JISC1510(振動レベル計)で測定した振動感覚補正済振動加速度、単位は騒音同様dBで表します。

中央値…全測定値を大小順に並べ累積度数曲線を除したとき、累積度数の50パーセント目に相当する値が中央値であり、L50と表したりします。そのレベルより高いレベルと低いレベルの時間が等しいことを意味します。

90%レンジ…中央値と同様に累積度数曲線をひき、その上端及び下端の5%を除いた変動幅のことで、この変動幅の両端を90%レンジの上端値(L5)、下端値(L95)といいます。

等価騒音レベル(L_{eq})…騒音のエネルギーの平均値を示します。

暗騒音(暗振動)…対象の音(振動)に対して、その音(振動)がないときのその場所における騒音(振動)をいいます。

4 悪臭関係

悪臭除去法…燃焼脱臭法、接触酸化触媒法、オゾンによる酸化法、酸・アルカリ洗浄法、イオン交換樹脂法、電極法、水洗法、吸着法などがあります。

三点比較式臭袋法(官能試験法)…発生源の悪臭を採取し、無臭空気が入った袋にその原臭気を入れ、所定希釈倍数になるように調整します。パネル(臭いを判定する者)が、臭いの有無を判定し、その結果得られる希釈倍数と正解率との関係から確率的手法を用いて臭気濃度を決定する方法です。

臭気濃度…においのある空気を無臭の空気では臭気を感じられなくなるまで希釈した場合の当該希釈倍数をいいます。